

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成22年3月4日（木）

社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	7
○ 資料		
1-1	地域生活支援事業（必須事業）の実施状況	15
1-2	各事業別の実施状況【都道府県別】	
	・移動支援事業	16
	・コミュニケーション支援事業	17
	・日常生活用具給付等事業	18
	・地域活動支援センター基礎的事業	19
1-3	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	20
1-4	コミュニケーション支援広域支援検討事業	
	都道府県別実施状況（平成21年度）	22
1-5	小規模作業所の新体系等への移行状況調査（平成21年4月時点）	
	・推移	23
	・都道府県別：移行率	24
	・都道府県別：移行か所数	25
2-1	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	26
2-2	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の概要	27
2-3	障害者IT総合推進事業都道府県別実施状況（平成21年度）	28
2-4	避難所等における視聴覚障害者等に対する 情報・コミュニケーション支援について（例）	29
2-5	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数	30
2-6	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	31
2-7	平成22年度開催予定の主な障害者スポーツ国際大会	32
2-8	第10回全国障害者スポーツ大会（ゆめ半島千葉大会）	33
2-9	第10回全国障害者芸術・文化際とくしま大会	35
2-10	国際障害者交流センターの概要	37
2-11	行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果	39

2-12	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	40
2-13	ほじょ犬ポスター	41
2-14	ほじょ犬パンフレット	42
2-15	社会福祉振興助成費補助金概要（案）	44

○参考

バンクーバー2010パラリンピック冬季競技大会について

（2010（平成22）年3月12日（金）～21日（日）開催）

①	大会の概要	48
②	競技日程	49
③	N H K放映予定表	50

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業の推進について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしており、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体においては、こうした補助金の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを十分に踏まえた効率的・効果的な事業展開をお願いしたい。

(2) 平成22年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

地域生活支援事業費補助金については、平成22年度予算案において440億円を確保したところである。

この補助金の配分方法については、平成21年度より人口割を廃止し、必須事業を中心とした事業実績割を基本とし、重点課題推進枠により増額された40億円を活用して、新たに「特別支援事業」を設け、コミュニケーション支援の充実や盲ろう者の社会参加等の促進を図る事業のほか、地域の特性に配慮して先駆的・モデル的に取り組む事業等に対して優先的に支援を行っているところである。

平成21年度は、特別支援事業についての協議が少数であったため、暫定的な措置として、残額を人口の少ない市町村に対する支援に活用したところであるが、平成22年度においては、一層の活用を検討願いたい。

また、特別支援事業の平成22年度における具体的な取扱いは、予算成立後にお示しすることとしているが、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議方式により実施する予定である。

なお、平成22年度はこの「特別支援事業」に情報・コミュニケーション支援の充実を図るためのメニューの追加を検討しており、具体的な取扱いについては、今後お示しすることとしている。

(別冊一資料1) 特別支援事業(先駆的・モデル的に実施する事業)の実施例

(3) 必須事業未実施市町村に対する支援について

これまでの実施状況から、未だ必須事業が実施されていない市町村が見受けられる。これら未実施の市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサ

サービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、基金事業の「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を活用した体制づくりなど、管内の市町村に対する支援をお願いしたい。（平成22年度においても、事業の実施状況に関するデータ提供について協力をお願いしたい。）

（資料1-1）地域生活支援事業（必須事業）の実施状況（平成20年度）

（資料1-2）各事業別の実施状況【都道府県別】（平成20年度）

（4）地域生活支援事業の適正な実施について

ア 適正な事務執行等について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な運用が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、

○ 移動支援事業及び日中一時支援事業について、架空のサービス提供実績に基づく請求を行っていた事例

○ 会計検査院の实地検査に際して、

- ・ 地域活動支援センター機能強化事業の事業費の算定につき、過去の会議（平成17年12月の課長会議資料）で例示した補助額を超える部分をすべて機能強化事業として申請していた事例

- ・ 移動支援事業を委託した事業者に対する委託費について、支払いを行った年度の事業実績報告書に計上していたが、誤って、前年度の事業実績報告書にも含めていた事例（平成20年度決算検査報告）

が報告されているところである。

各自治体においては、不適正な取扱いが生じることのないよう、適正な事務執行はもとより、書類の確認や関係者への聞き取りを行うなどにより適正に事業が実施されているか点検を行うなど、事業者に対する計画的な指導をお願いしたい。

なお、事業者に対する指導の結果、不適正な取扱いが認められた場合には厳正に対処するとともに、上記以外の地域生活支援事業についても適正な実施が確保されるようお願いしたい。（地域活動支援センター機能強化事業については（8）を参照）

イ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体等から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしいとの意見も寄せられているので、各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対する周知など、よろしくをお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における低所得者の利用料について

平成22年度予算案において、障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が行われることとなったことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設（平成18年度）以前の利用者負担の状況や個別給付における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き低所得者のサービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

(6) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成22年度の地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定しており、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(資料1-3) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(7) 移動支援事業について

ア 効率的・効果的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間数を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすることや視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの養成・確保やその資質の向上を図られたい。

さらに、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合などには、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

なお、関係団体等から、

- ・ サービス支給限度時間数に達してしまうため、家族の急病等で障害者自身が病院に付き添う必要が生じた場合などであっても利用を控えざるを得ない状況がある
- ・ 盲導犬を利用していることのみを理由に利用を認められなかったといった意見も寄せられているので、画一的な運用によらず、個別の事情を

踏まえた柔軟な運用に配慮されたい。

なお、地域自立支援協議会に移動支援事業者、相談支援事業者及び行政をメンバーとする専門部会を設置し、地域性等を踏まえた移動支援事業の制度運用の在り方等について検討した新潟市の事例を資料に添付しているので、参考とされたい。

(別冊一資料2) 地域性等を踏まえた制度運用の在り方等の検討事例(新潟市)

※報告書の全文が新潟市のホームページに掲載されています。

【アドレス】

<http://www.city.niigata.jp/info/shofuku/14fuzokukikan/jiritusienkyougikai/tiikijiritusshienkyougikai.html>

イ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業について

「視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」については、基金事業として平成23年度まで継続して実施することとしている。

平成22年度の事業計画については、現在、社会福祉法人日本盲人会連合において検討中であり、追って各都道府県に示される予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

また、この研修の修了者は、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を担う指導者となることが想定されているので、各都道府県におけるガイドヘルパー養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

(注) ガイドヘルパー養成研修(視覚障害)については、社会福祉法人日本盲人会連合において新たなカリキュラム案・講師要件案を検討しており、とりまとめられ次第、情報提供する予定である。

なお、この事業による研修を受講する際の旅費(交通費及び宿泊費)については、平成21年度に引き続き、地域生活支援事業(特別支援事業)の「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業」として補助対象経費とする予定である。

(8) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等の便宜を供与する等、障害者の地域における自立した生活を支える上で大変重要なものであることから、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところである。

本センターの基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されるものであり、税収の少ない地方自治体については、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているところである。(※)

このため、各市町村においては、少なくとも従前の補助水準を確保するな

ど、今後とも地域活動支援センターの安定した事業運営が図られるようお願いしたい。

※ 地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に、地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の点検等について

地域生活支援事業費補助金により補助を行う「地域活動支援センター機能強化事業」は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの基礎的事業に加えて、その機能を充実強化した部分について補助するものである。

この機能強化事業については、会計検査院の实地検査に際し、一部の自治体において、事業費の算定について不適正な事例（（４）を参照）が指摘されたため、昨年９月の身体障害認定等に係る担当学会議において、要綱等の自己点検をお願いするとともに、昨年１２月には、都道府県を通じて各市町村の担当者あて事業の見直しの基本的な考え方をお知らせしたところである。

各市町村においては、要綱等が機能強化事業の趣旨に沿ったものとなっているかどうか点検を行い、点検結果を踏まえて適宜見直しを行うなど、適正な設定をお願いしたい。

なお、今後、自己点検結果を踏まえた各市町村の取組みについて報告をいただくこともあるので、その際はよろしくをお願いしたい。

（９）コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているが未実施の市町村が約４分の１ある状況となっている。本事業の実施主体が市町村であり、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、この解消を図るため、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する事業を平成２０年度第２次補正予算において基金事業の中に「コミュニケーション支援広域支援検討事業」としてメニュー化している。

既に、当該事業により検討会を開催し広域支援体制を整備した県がある一方で、手話通訳派遣についてのみ検討済みで要約筆記派遣については未着手あるいは未だ検討の目途が立っていない県等も見受けられることから、各都道府県においては、先進県等の取り組みなどを参考に管内の広域利用体制を整備するようお願いしたい。

（資料１－４）コミュニケーション支援広域支援検討事業都道府県別実施状況
（別冊－資料３）コミュニケーション支援広域支援検討事業の参考事例

- ・ 21年度に事業を実施した例（広島県）
- ・ 既に広域派遣を実施している例（高知県）

また、平成21年度より地域生活支援事業に、「特別支援事業」として「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」を新たに加えるなど、コミュニケーション支援事業の推進を重点課題と捉え、優先的に支援することとしたところである。

平成22年度においても情報・コミュニケーション支援については、一層の充実を図っていく（「特別支援事業」にメニューを追加予定。）こととしており、各都道府県においては、「特別支援事業」を有効に活用するとともに、管内市町村における活用についても助言をお願いしたい。

(10) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組みにより、平成20年度実績ではほぼ100%（99%）の実施率に達しているところである。

本事業については、障害者自立支援法施行（平成18年10月）以前は国が給付品目や対象者及び基準額等について詳細に定め、取り扱われてきたところであるが、同法施行後は、地域生活支援事業として位置づけられ、実施主体である市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に実施できる仕組みとなっているところであるので、各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮をお願いしたい。

一方で、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にもあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっている。

実施主体である市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具については複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

また、平成22年度予算案において、補装具に係る利用者負担の軽減措置を実施することとしていることを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている日常生活用具の利用者負担の取扱いについても検討をお願いしたい。

(11) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、「移行等支援事業」や「小規模作業所移行促進事業」といった基金事業による助成や要件緩和など、法定事業への移行を支援するための措置を講じているので、各自治体においては、引き続き、これらの移行支援策の活用を図られたい。

また、小規模作業所の運営費に対する助成は、地域活動支援センターと同様、
税収の少ない地方自治体については地方交付税により、一定の財源が保障され
ているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料 1－5) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査 (平成21年 4 月時点)

- ・推移
- ・都道府県別移行率
- ・都道府県別移行か所数

2 障害者の社会参加の促進について

(1) 「重点施策実施 5 か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より一層充実が求められており、様々な取り組みが必要とされている。

こうした中、聴覚障害者情報提供施設については、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域におけ拠点施設として重要な役割を担っており、その積極的な活用が期待されているが、現在、全国で 38 施設（政令市を含む。）の設置に留まっている。

この情報提供施設については、「重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）」において、全都道府県での設置を目指しているところであり、未設置の道府県においては施設の重要性をご理解の上、関係機関、関係団体等との連携を図り、早期に設置されるようお願いしたい。

(資料 2－1) 聴覚障害者情報提供施設 設置状況

また、視聴覚障害者情報提供施設においては、平成 21 年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- ① 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営してる「ないーぶネット」（点字データ及び点字・録音図書の目録のオンライン利用システム）と「びぶりおネット」（点字・録音図書ネットワーク配信システム）を、新たに視覚障害情報総合ネットワーク「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにする（平成 22 年 4 月からの利用開始を予定）ほか、（資料 2－2）
- ② 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、聴覚障害者への地域の映像情報等の提供を推進する

こととしている。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、これらの情報提供施設に整備した機能の有効活用を図られるよう配意願いたい。

イ 障害者 I T 総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「重点施策実施 5 か年計画」において I T の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の I T の利用・活用の機会拡大を図り、その社会参加を一層推進するため、地域における I T 支援の総合サービス拠点となる障害者 I T サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を総合的に行う「障害者 I T 総合推進事業」の一層の充実をお願いするとともに、未実施県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

(資料 2-3) 障害者 I T 総合推進事業 都道府県別実施状況

(2) 災害時における障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、平成 21 年度までを目途に市町村において「避難支援プラン」の全体計画などが策定されるよう都道府県等の協力をお願いしているところ（平成 19 年 12 月 18 日府政防第 885 号／消防災第 421 号／社援総発第 1218001 号／国河防第 563 号通知）であるが、引き続き、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を整備できるようにお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援への配慮をお願いしたい。（資料 2-4）

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。なお、福祉避難所の設置・活用については、平成 20 年 6 月に開催した災害救助担当者全国会議（社会・援護局総務課開催）において、各都道府県に対し「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」（WAM NWT：行政資料＞社会福祉全般＞災害救助担当者全国会議に掲載）を配布しているので参照されたい。

（参考）：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujou6.html>

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に併せて障害を持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成21年度より全都道府県において実施することとなったところであり、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

なお、平成21年度より地域生活支援事業に、「特別支援事業」として「盲ろう者社会参加等促進事業」を新たに加え、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」のほか、「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」等の推進を重点課題として、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業を有効に活用することにより、盲ろう者の社会参加の一層の推進をお願いしたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業の実施について

平成22年度予算案において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、宿泊型生活訓練が可能な国立障害者リハビリテーションセンター及び関係団体が協同して宿泊型生活訓練等のモデル事業を実施することとしている。

本モデル事業の実施に当たっては、各都道府県等から宿泊型生活訓練等利用希望者に関する情報提供などの協力をいただくこともあるので、その際はよろしくお願いしたい。

(4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮をお願いしたい。(資料：2-5、2-6)

また、基金事業の中に、「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」をメニュー化しているので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用に併せて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成22年度においては、次の大会の実施を予定しているところである。

〈参考〉

平成２２年度の主な障害者スポーツ大会等について

- ①「広州２０１０アジアパラ競技大会」への選手団派遣（資料２－７）
（開催期間：平成２２年１２月１２日（日）～１９日（日））
- ②「ハイトラス２０１１デフリンピック（第１７回冬季デフリンピック）」への選手団派遣
（開催期間：平成２３年２月１８日（金）～２６日（土））

※標記の２大会については、日本パラリンピック委員会が中心となり、日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する予定。

- ③「第１０回全国障害者スポーツ大会（ゆめ半島千葉大会）」の開催
平成２２年度は、千葉県において開催予定。（資料２－８）
（開催期間：平成２２年１０月２３日（土）～２５日（月））
- ④「第１０回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」の開催（資料２－９）
平成２２年度は、徳島県において開催予定。
大会の詳細については、後日連絡する予定であるので、その際には、大会の周知、作品の募集等についてご協力をお願いしたい。
（開催期間：平成２２年１２月１０日（金）～１２日（日））

（５）「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備え、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベント等を開催している。

（※詳細については、資料２－１０及びセンターＨＰを参照）、

本施設の運営については、行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果（資料２－１１）を踏まえ、運営の効率化を図ることとされたところであり、特に障害者（団体）による多目的ホールや宿泊室の利用率の向上が課題の一つであることから、各都道府県においても、より一層の積極的な施設利用及び関係機関への周知について格段のご協力をお願いしたい。

また、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても、積極的な参加及び関係機関への周知をお願いしたい。

【国際障害者交流センター】

所在地：大阪府堺市南区茶山台1-8-1

T E L：072-290-0900

F A X：072-290-0920

U R L：<http://big-i.jp/>（※）

（6）行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」による情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、

① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知

② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから

電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知について、徹底した取組みをお願いしたい。

[参考] 内閣府HP

○「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

○「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

（7）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第21回試験（平成21年度）の合格発表が平成22年1月29日（金）に行われたところである。（資料2-12）

第22回試験（平成22年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定としており、各都道府県等におかれては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第22回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成22年10月2日(土) [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成22年10月3日(日) [会場：東京・大阪・熊本]

(8) 補装具について

ア 利用者負担の軽減措置について

障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることとしている。

平成22年度予算案において、この新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする（資料：障害福祉課作成「利用者負担の軽減について」参照。）こととしている（施行期日：平成22年4月1日（予定））。

なお、今回の利用者負担の軽減に係る政省令・告示の改正については、現在パブリックコメントを実施中（3月7日まで）であり、3月下旬に公布し、4月1日に施行することを予定していることから、今後、情報提供等を随時行う予定であるので、更生相談所や市町村、事業者関係団体等への情報提供をお願いしたい。

イ 補装具費の基準額の改定について

平成22年度の補装具費の基準額について、義肢、装具、座位保持装置製作に係る人件費・素材費相当分の改定を行うほか、車いすや補聴器等の加算項目の追加等の所要の措置を講ずることとしている。

今回の改正は、平成20年度及び21年度における補装具評価検討会の議論を踏まえ、

- ・車いす等において、基本構造に加えて障害状況や生活環境に応じて付加される部品を追加し、本体基準価格に加算できる取扱いとすること
- ・FM補聴機器について、電波法施行規則の一部改正後の新周波数対応機種に合わせること等

について改正することとし、標準価格等の告示案についてパブリックコメントを行っている（2月5日（金）～3月6日（土）まで）のでご参照いただきたい。

また、告示については、関係通知とともに3月中にお示しする予定としている。

ウ 補装具の適正な運用について

① 耐用年数の取扱いについて

今回の改正（案）においては、車いすの耐用年数を5年から6年へ延長す

ることとしているが、耐用年数は、通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、使用状況によっては実耐用年数が異なることから、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律的に適用することなく、実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

② 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、補装具費として支給して差し支えない（平成19年3月の通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）こととしているので、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用することなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

エ 義肢装具等完成用部品について

義肢、装具、座位保持装置の製作に使用する完成用部品については、新規部品の追加を行うこととしており、3月中にお示しする予定である。

※「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（障害保健福祉部長通知）」

オ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(財)テクノエイド協会が構築し、2月2日から運用しているのでご活用いただくとともに、関係団体や関係機関等への周知をお願いしたい。

(参考URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

(9) 身体障害者補助犬について

「身体障害者補助犬」については、厚生労働省において、ポスターやパンフレット、相談対応マニュアルを作成し、各都道府県、関係機関や団体等に配布し、周知に努めているところであるが、各都道府県においても、管内関係機関や団体はもとより、庁内他部局への周知徹底をお願いしたい。

(資料2-13、2-14)

また、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、盲導犬訓練施設を経営する事業については、それぞれ第二種社会福祉事業の届出を行うこととされている（「身体障害者補助犬事業の推進（訓練に関する届出等）について」（詳しくは、平成21年9月11日付自立支援振興室事務連絡を参照））ので、各都道府県にお

いては、事業者に対する確認と周知徹底を図られるようお願いしたい。

(10) 社会福祉振興助成費補助金（仮称）の創設について

これまで独立行政法人福祉医療機構が実施してきた長寿・子育て・障害者基金による助成事業（障害者スポーツに関する助成も含む）については、行政刷新会議の事業仕分けにおける「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、新たに社会福祉振興助成費補助金（仮称）を創設することとしたものである。

社会福祉振興助成費補助金（仮称）は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等（障害者スポーツに関する取組みも含む）に対し助成を行うこととしているので、ご承知おき願いたい。

（資料2－15（社会・援護局福祉基盤課作成））

資料

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

1 移動支援事業

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~H20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	1, 471 / 1, 843	1, 462 / 1, 827	1, 528 / 1, 816	1, 549 / 1, 800
実施市町村割合	79. 82%	80. 02%	84. 14%	86. 06%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	502 / 1, 843	1, 058 / 1, 827	1, 288 / 1, 816	1, 333 / 1, 800
実施市町村割合	27. 24%	57. 91%	70. 93%	74. 06%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	338 / 1, 843	439 / 1, 827	467 / 1, 816	498 / 1, 800
実施市町村割合	18. 34%	24. 03%	25. 72%	27. 62%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	180 / 1, 843	463 / 1, 827	722 / 1, 816	818 / 1, 800
実施市町村割合	9. 77%	25. 34%	39. 76%	45. 44%

※ コミュニケーション支援
事業全体の実施市町村数

H20. 4~21. 3
1, 351/1, 800
75. 06%

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	1, 724 / 1, 843	1, 746 / 1, 827	1, 796 / 1, 816	1, 782 / 1, 800
実施市町村割合	93. 54%	95. 57%	98. 90%	99. 00%

(注1) H18. 10~H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注2) H19. 4~H20. 3の市町村数(1, 816市町村)はH20. 3. 31時点の全国市町村数である。

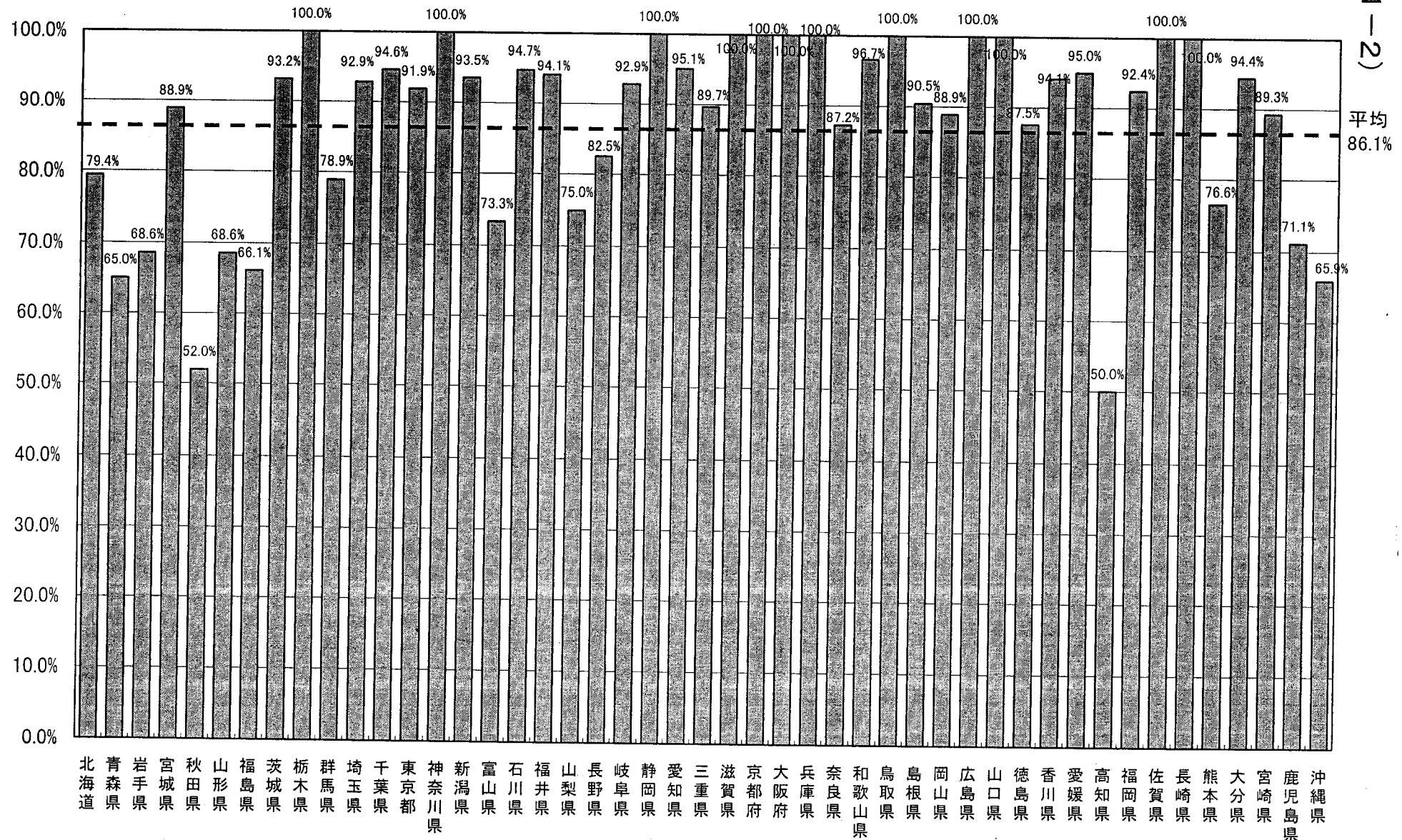
(注3) H20. 4~H21. 3の市町村数(1, 800市町村)はH21. 3. 31時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

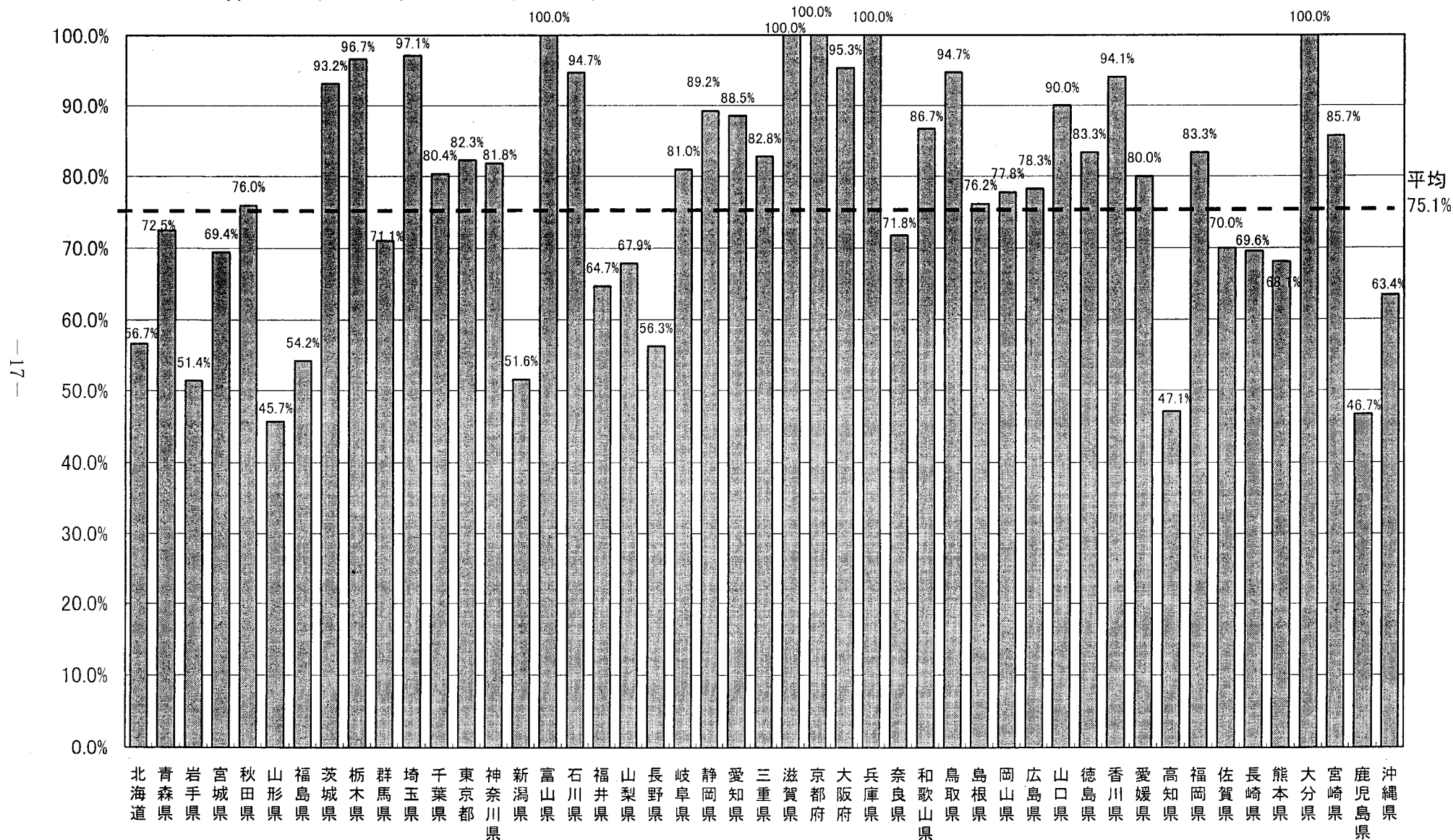
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,549市町村／1,800市町村(H21.3.31現在)で実施割合は86.1%である。

(資料1-2)



コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,351市町村／1,800市町村(H21. 3. 31現在)で実施割合は75.1%である。

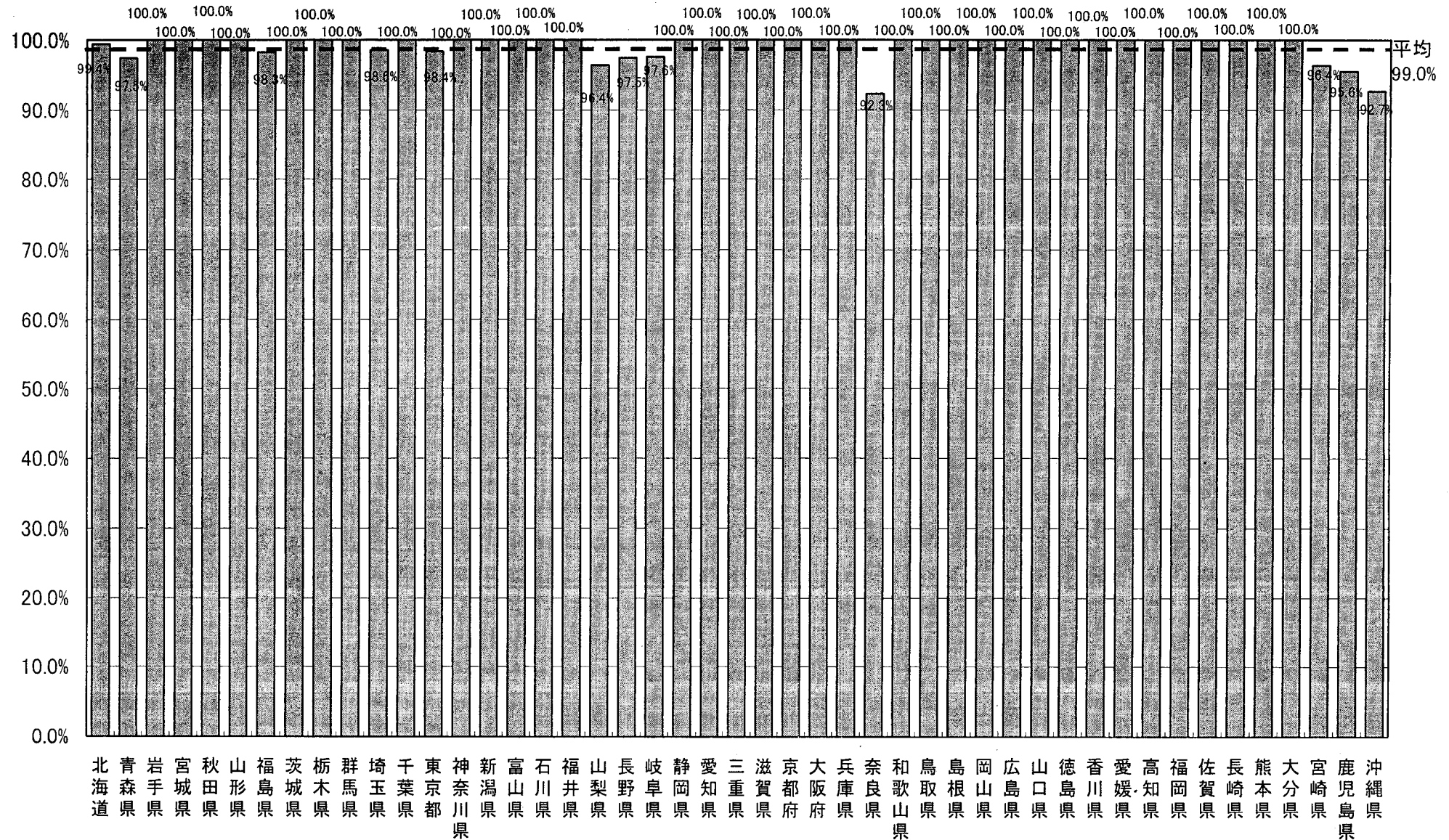


※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。

○ 全体では1,782市町村／1,800市町村(H21. 3. 31現在)で実施割合は99.0%である。



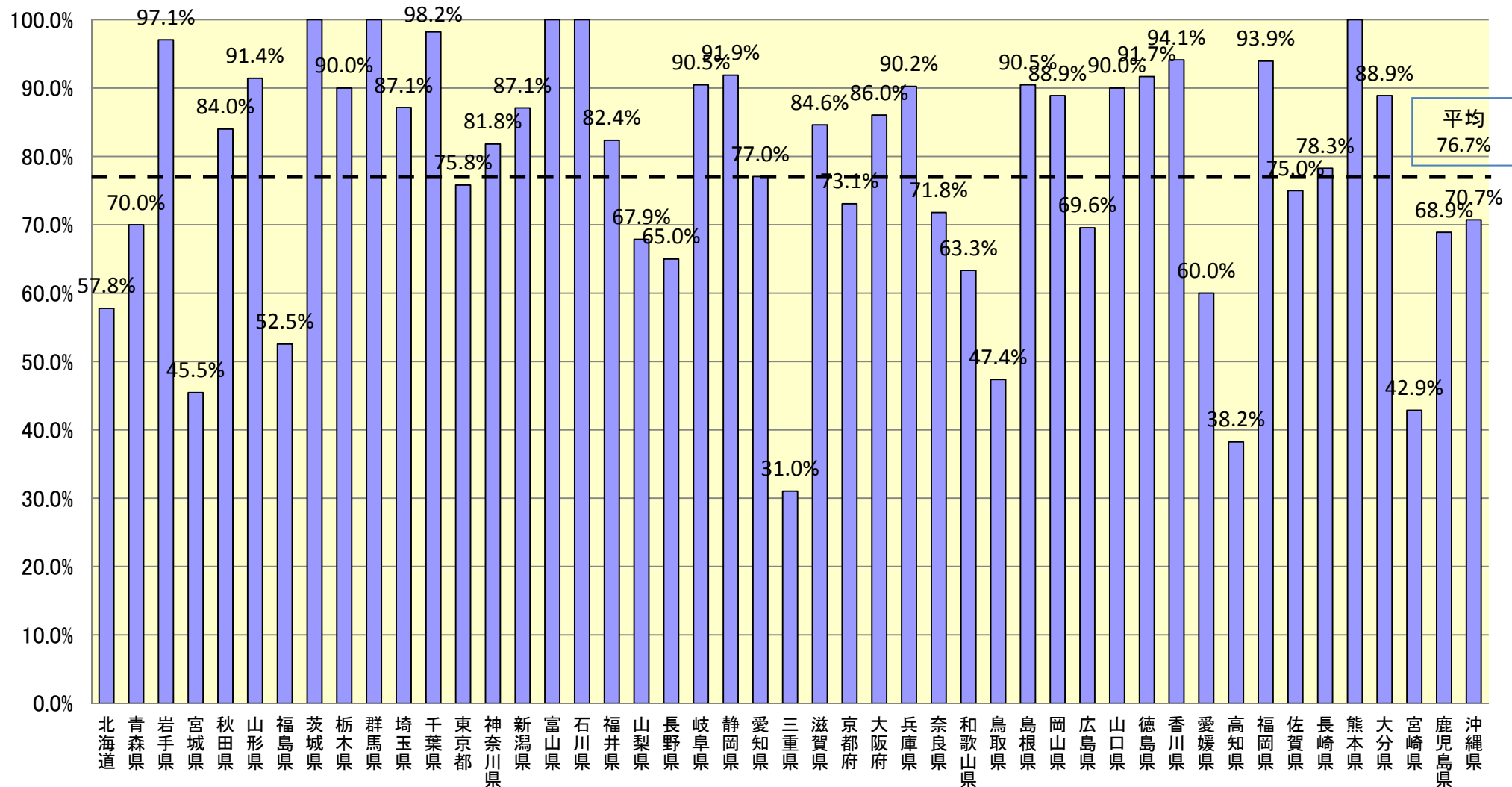
※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。

○ 全体では市町村1,378／1,796市町村で実施割合は76.7%である。

※ 一部の被災市町村については、実施状況を確認することができないため、市町村数に含まれていない。



※23年8月に差し替えたもの。

※自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
別 紙 1 地域生活支援事業実施要綱 1 目的～6 留意事項 (略) (別記1) (略) (別記2) コミュニケーション支援事業 1 目的～3 対象者 (略) 4 留意事項 (1) (略) (2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。 ア 「手話通訳者」 (ア) 「手話通訳士」・・・ <u>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)</u>に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 (イ) 「手話通訳者」・・・ 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者 (ウ) 「手話奉仕員」・・・ 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者 イ (略) (別記3)～(別記8) (略)	別 紙 1 地域生活支援事業実施要綱 1 目的～6 留意事項 (略) (別記1) (略) (別記2) コミュニケーション支援事業 1 目的～3 対象者 (略) 4 留意事項 (1) (略) (2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。 ア 「手話通訳者」 (ア) 「手話通訳士」・・・ <u>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(平成元年5月20日厚生省告示第108号)</u>に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 (イ) 「手話通訳者」・・・ 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者 (ウ) 「手話奉仕員」・・・ 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者 イ (略) (別記3)～(別記8) (略)

(別記9) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1 目的 (略) 2 事業内容 (1)～(4) (略) (5) 手話通訳者養成研修事業 ア 事業内容 (略) イ 留意事項 (ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。 (イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。 (6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 ア 事業内容 (略) イ 留意事項 「盲ろう通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。 (7)～(9) (略) 3 留意事項 (略) (別記10)・(別記11) (略) 別紙2 (略)	(別記9) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1 目的 (略) 2 事業内容 (1)～(4) (略) (5) 手話通訳者養成研修事業 ア 事業内容 (略) イ 留意事項 (ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。 (イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。 (6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 ア 事業内容 (略) イ 留意事項 「盲ろう通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。 (7)～(9) (略) 3 留意事項 (略) (別記10)・(別記11) (略) 別紙2 (略)
--	---

(資料1-4)

コミュニケーション支援広域支援検討事業
都道府県別実施状況（平成21年度）

都道府県名	既に実施		21年度より実施		22年度より実施	23年度より実施	未定	都道府県名	既に実施		21年度より実施		22年度より実施	23年度より実施	未定
	手話	要約筆記	手話	要約筆記					手話	要約筆記	手話	要約筆記			
北海道					○			滋賀県							○
青森県			○					京都府							○
岩手県							○	大阪府			○				
宮城県					○			兵庫県				○			
秋田県					○			奈良県					○		
山形県							○	和歌山県	△						○
福島県						○		鳥取県							
茨城県							○	島根県							○
栃木県					○			岡山県							○
群馬県	△	△					○	広島県			○				
埼玉県							○	山口県			○	○			
千葉県					○			徳島県				○			
東京都				○				香川県							○
神奈川県							○	愛媛県					○		
新潟県						○		高知県	○	○					
富山県							○	福岡県							○
石川県			○	○				佐賀県					○		
福井県			○	○				長崎県							○
山梨県							○	熊本県							○
長野県					○			大分県							○
岐阜県							○	宮崎県							○
静岡県					○			鹿児島県					○		
愛知県			○					沖縄県			○				
三重県	△	△					○	計	4	3	8	6	10	2	21

*上記欄中「既に実施」について、全市町村において統一的な広域派遣の仕組みが確立されている県については「○」印を、県で統一的な要綱を示し一部市町村で広域派遣を実施している県については「△」印を記載。

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成21年4月時点では68.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点

移行状況	か所数	割合	(参考)
移行	757か所	12.8%	100.0%
地域活動支援センター	450か所	7.6%	(59.4%)
個別給付事業	163か所	2.8%	(21.5%)
個別給付事業との統合等	144か所	2.4%	(19.0%)
小規模作業所のまま存続	5,150か所	87.2%	
合計	5,907か所	100.0%	

廃止	27か所	—
----	------	---

平成18年10月時点

平成20年4月時点

か所数	割合	(参考)
3,166か所	53.2%	100.0%
1,828か所	30.7%	(57.7%)
1,010か所	17.0%	(31.9%)
328か所	5.5%	(10.4%)
2,783か所	46.8%	
5,949か所	100.0%	

75か所	—
------	---

平成20年4月時点

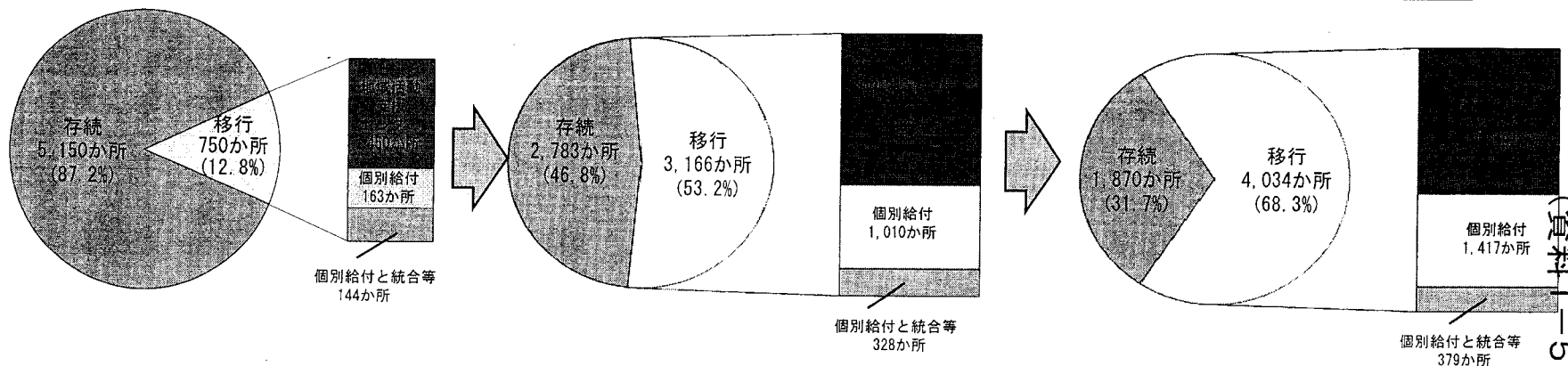
平成21年4月時点

か所数	割合	(参考)
4,034か所	68.3%	100.0%
2,238か所	37.9%	(55.5%)
1,417か所	24.0%	(35.1%)
379か所	6.4%	(9.4%)
1,870か所	31.7%	
5,904か所	100.0%	

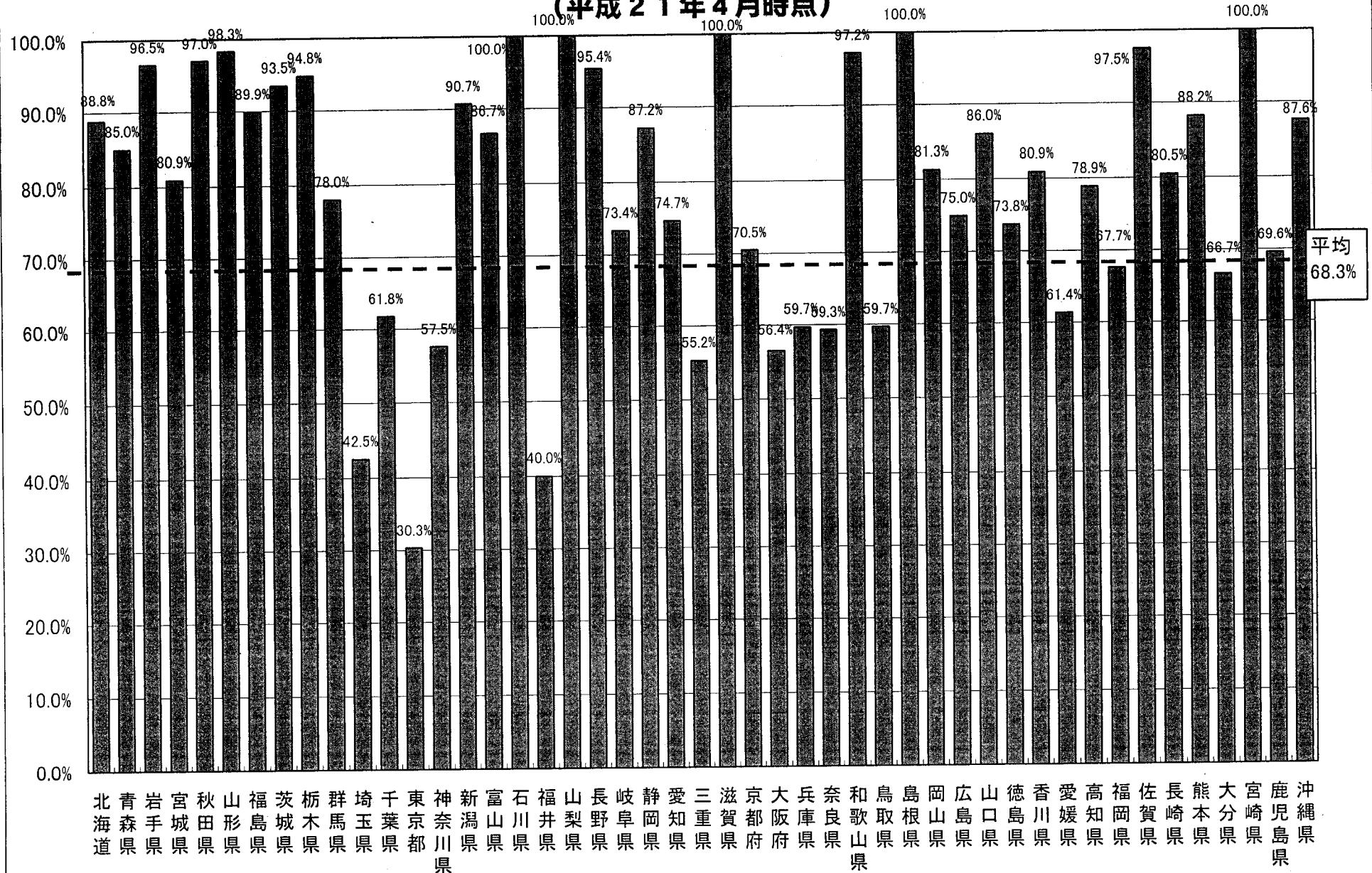
55か所	—
------	---

平成21年4月時点

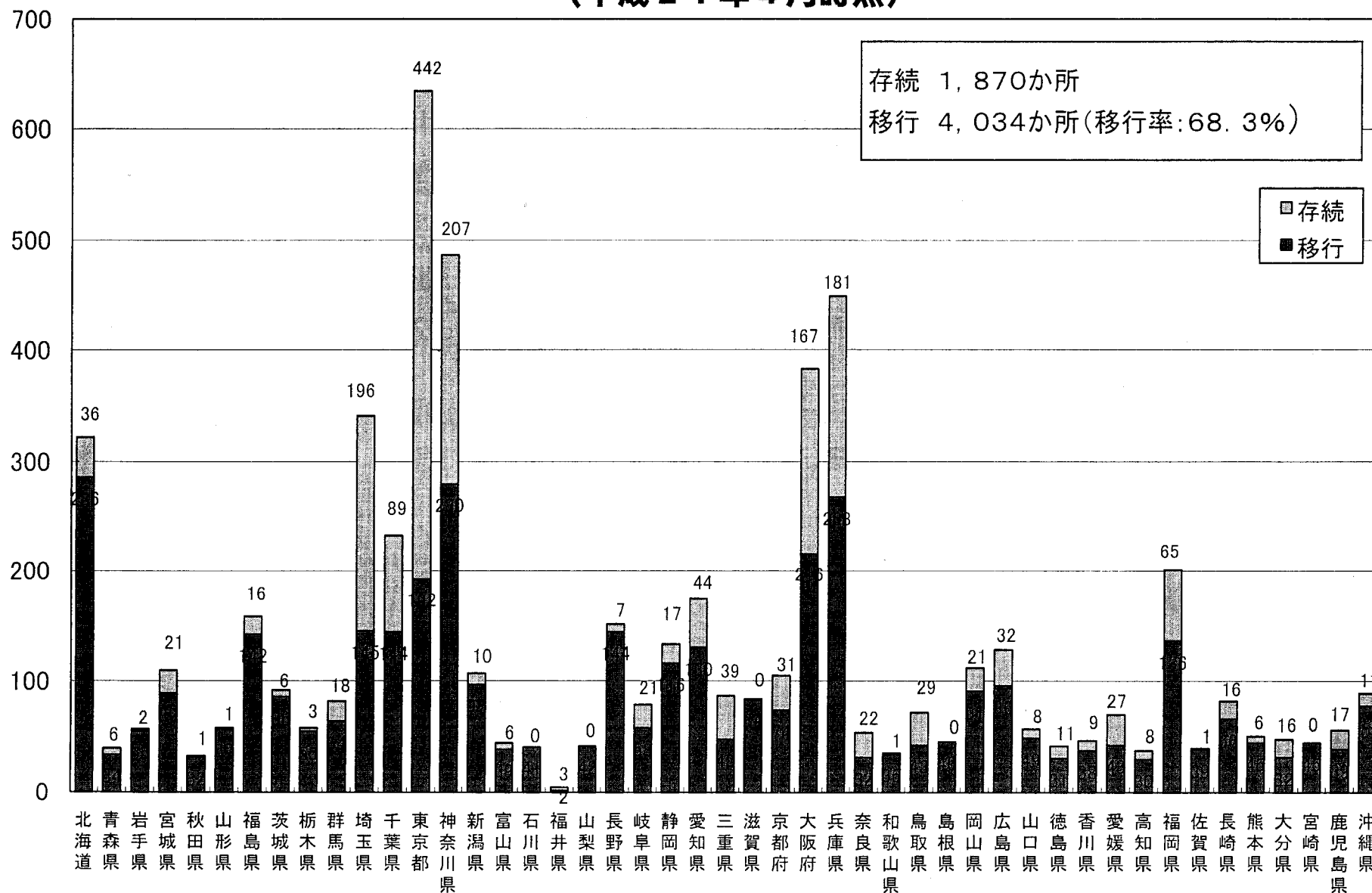
平成18年
4月時点
小規模
作業所
5,777か所



小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】 (平成21年4月時点)



小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 (平成21年4月時点)



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

(資料2-1)

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成21年12月22日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定	都道府県(市)	設置	設置予定
北海道			岡山県	○	
青森県	○		広島県		
岩手県	○		山口県	○	
宮城県			徳島県	○	
秋田県			香川県	○	
山形県			愛媛県	○	
福島県			高知県		平成23年度
茨城県	○		福岡県	○	
栃木県	○		佐賀県		
群馬県	○		長崎県	○	
埼玉県	○		熊本県	○	
千葉県	○		大分県	○	
東京都	○		宮崎県	○	
神奈川県	○		鹿児島県	○	
新潟県	○		沖縄県		
富山県	○		札幌市	○	
石川県	○		仙台市		
福井県		平成24年度	さいたま市		
山梨県	○		千葉市		
長野県	○		横浜市	○	
岐阜県	○		川崎市	○	
静岡県	○		新潟市		
愛知県			静岡市		
三重県			浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府			京都市	○	
大阪府		平成23年度	大阪市		
兵庫県	○		堺市		平成23年度
奈良県		平成24年度	神戸市		
和歌山県	○		広島市		
鳥取県			北九州市	○	
島根県	○		福岡市		
			計	37	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

※施設の設置数は「38」となる。(島根県において2か所設置)

視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行います。

○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約47万件）として活用されます。

また、10万タイトルの点字データ、2万タイトルのデイジーデータを保有する予定で、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がります。

○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地域の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

○ポータルサイト・ゲストページ

お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽になる機能を備えます。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場をめざします。

(資料2-3)

障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況(平成21年度)

都道府県名	障害者IT総合推進事業		備考	都道府県名	障害者IT総合推進事業		備考
		障害者ITホ ットセンター運営事業				障害者ITホ ットセンター運営事業	
北海道			団体実施の類似事 業へ補助	滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県			県単独で類似事業 を実施
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県			県単独で類似事業 を実施
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			県単独で類似事業 を実施
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県				高知県	○		
富山県	○			福岡県	○		
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県	○	○	
長野県	○	○		大分県	○		
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			
三重県	(23年4月よ り開始予定)			計	38	25	

* 平成22年1月末調査時点における状況。

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「聞こえない人はいませんか？」など
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「『耳マーク』の活用」など

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池 等

(資料2-5)

都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数

平成21年12月31日現在

各都道府県 指定都市	障害者スポーツ指導員登録者数				
		初級	中級	上級	コーチ
北海道	473	418	49	6	2
青森県	147	119	19	9	1
岩手県	151	120	28	3	0
宮城県	261	213	46	2	0
秋田県	251	218	30	3	2
山形県	179	147	23	9	0
福島県	334	300	29	5	0
茨城県	561	524	31	6	0
栃木県	312	288	19	5	1
群馬県	247	212	25	10	3
埼玉県	1082	941	85	56	10
千葉県	621	552	58	11	4
東京都	1661	1416	165	80	13
神奈川県	602	518	66	18	3
新潟県	580	523	48	9	1
富山県	238	204	23	11	1
石川県	172	154	15	3	0
福井県	146	134	12	0	0
山梨県	52	44	7	1	0
長野県	441	374	49	18	4
岐阜県	246	218	25	3	1
静岡県	480	429	34	17	1
愛知県	911	832	52	27	3
三重県	413	388	17	8	2
滋賀県	272	213	44	15	0
京都府	232	207	20	5	1
大阪府	1081	849	202	30	4
兵庫県	728	621	90	17	4
奈良県	232	185	40	7	0
和歌山県	288	258	28	2	1
鳥取県	146	139	6	1	0
島根県	68	60	5	3	0
岡山県岡山市	376	343	27	6	0
広島県	249	221	19	9	1
山口県	402	362	34	6	3
徳島県	154	140	11	3	1
香川県	181	159	18	4	0
愛媛県	197	179	13	5	1
高知県	241	167	64	10	2
福岡県	682	617	54	11	1
佐賀県	143	135	6	2	1
長崎県	205	196	7	2	0
熊本県	335	298	28	9	2
大分県	604	508	87	9	1
宮崎県	281	269	11	1	0
鹿児島県	276	235	39	2	1
沖縄県	171	140	22	9	0
札幌市	269	226	32	11	0
仙台市	230	158	64	8	0
さいたま市	155	147	7	1	0
千葉市	82	74	5	3	0
横浜市	582	532	39	11	1
川崎市	163	154	7	2	0
新潟市	29	26	2	1	0
静岡市	88	86	2	0	0
浜松市	45	40	5	0	0
名古屋市	310	261	33	16	3
京都市	204	158	32	14	4
大阪市	428	324	69	35	9
堺市	39	34	2	3	1
神戸市	323	265	45	13	3
広島市	164	129	27	8	3
北九州市	258	240	13	5	1
福岡市	281	230	39	12	3
合 計	21,755	18,871	2,253	631	104

(財)日本障害者スポーツ協会

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

都道府県・ 指定都市名	団体名	郵便番号	住所	対象とする障害 身体 知的 精神
1 北海道	(財)北海道障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1道民活動センター	○ ○ ○
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4	○ ○ ○
3 岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3ふれあいランド 岩手内	○ ○ ○
4 秋田県	秋田県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	○ ○ ○
5 宮城県	宮城県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2	○ ○ ○
6 山形県	山形県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	990-2231	山形市大字大森385番地山形県身体障害者福祉会館内	○ ○ ○
7 福島県	(財)福島県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16福島県保健福祉部自立支援総室障がい福祉課内	○ ○ ○
8 茨城県	茨城県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6茨城県保健福祉部障害福祉課内	○ ○ ○
9 栃木県	栃木県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉ﾌﾞﾗﾅﾞ内	○ ○ ○
10 群馬県	群馬県身体障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	371-0843	前橋市新前橋町13-12	○ ○ ○
11 群馬県	群馬県知的障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	379-2214	伊勢崎市下舩町238-3	○ ○ ○
12 埼玉県	埼玉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124埼玉県大宮合同庁舎 3階	○ ○ ○
13 千葉県	千葉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○ ○ ○
14 東京都	公益社団法人東京都障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1セントラルﾌﾞﾗﾅﾞ 12F	○ ○ ○
15 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市新神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内	○ ○ ○
16 新潟県	新潟県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	950-0121	新潟市江南区亀田向陽1-9-1新潟ふれあいﾌﾞﾗﾅﾞ内	○ ○ ○
17 富山県	富山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	931-8443	富山市下飯野新田70-4	○ ○ ○
18 石川県	石川県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○ ○ ○
19 福井県	—	—	—	○ ○ ○
20 山梨県	山梨県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12山梨県福祉ﾌﾞﾗﾅﾞ 1F	○ ○ ○
21 長野県	NPO法人 長野県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○ ○ ○
22 岐阜県	岐阜県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉会館5階	○ ○ ○
23 静岡県	(財)静岡県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70総合社会福祉会館	○ ○ ○
24 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会 障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	○ ○ ○
25 三重県	三重県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○ ○ ○
26 滋賀県	滋賀県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	520-0037	大津市御陵町4-1滋賀県立ｽﾎﾟｰﾂ会館内	○ ○ ○
27 京都府	京都障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5京都市障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター内	○ ○ ○
28 大阪府	大阪府障がい者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目大阪府健康福祉部障がい保健福祉室自立支援課社会参加支援グループ内	○ ○ ○
29 兵庫県	(財)兵庫県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課内	○ ○ ○
30 奈良県	奈良県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4奈良県心身障害者福祉センター内	○ ○ ○
31 和歌山県	和歌山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218 和歌山県子ども・障害者相談センター内	○ ○ ○
32 鳥取県	鳥取県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17しらはま交流センター内	○ ○ ○
33 島根県	(財)島根県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3いきいきﾌﾞﾗﾅﾞ島根内	○ ○ ○
34 岡山県	岡山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○ ○ ○
35 広島県	—	—	—	○ ○ ○
36 山口県	一般社団法人山口県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	753-0072	山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2F	○ ○ ○
37 徳島県	(財)とくしまﾌｰﾅﾃﾞｰｼｮﾝ促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59徳島県立障害者交流ﾌﾞﾗﾅﾞ 2 F	○ ○ ○
38 香川県	—	—	—	○ ○ ○
39 愛媛県	愛媛県身体障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15愛媛県総合社会福祉会館内	○ ○ ○
40 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会 障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1	○ ○ ○
41 福岡県	福岡県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	816-0804	春日市原町3-1-7福岡県総合福祉センター6階	○ ○ ○
42 佐賀県	佐賀県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	840-0851	佐賀市天神1-8-5勤労身体障害者教養文化体育館内	○ ○ ○
43 長崎県	長崎県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○ ○ ○
44 熊本県	熊本県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 熊本県立身体障害者福祉センター内	○ ○ ○
45 大分県	大分県障がい者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1大分県福祉保健部障害福祉課内	○ ○ ○
46 宮崎県	宮崎県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○ ○ ○
47 鹿児島県	鹿児島県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ﾎｰﾁﾞｱｶﾞｺｼﾏ3F	○ ○ ○
48 沖縄県	—	—	—	○ ○ ○
49 札幌市	(社)札幌市障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	○ ○ ○
50 仙台市	仙台市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	983-0039	仙台市宮城野区新田東4-1-1 新田東総合運動場内	○ ○ ○
51 さいたま市	—	—	—	○ ○ ○
52 千葉市	—	—	—	○ ○ ○
53 横浜市	—	—	—	○ ○ ○
54 川崎市	—	—	—	○ ○ ○
55 新潟市	—	—	—	○ ○ ○
56 静岡市	—	—	—	○ ○ ○
57 浜松市	NPO法人 浜松市障害者スポーツ協会	432-1	浜松市中区佐鳴台3-52-23	○ ○ ○
58 名古屋市	名古屋市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター内	○ ○ ○
59 京都市	(財)京都市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○ ○ ○
60 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・ｽﾎﾟｰﾂ協会	546-0034	大阪市東淀川区長居公園1-32 大阪市長居障害者ｽﾎﾟｰﾂ・スポーツ振興部内	○ ○ ○
61 堺市	—	—	—	○ ○ ○
62 神戸市	(財)神戸市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター内	○ ○ ○
63 岡山市	—	—	—	○ ○ ○
64 広島市	広島市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市中心障害者福祉センター内	○ ○ ○
65 北九州市	北九州市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター内	○ ○ ○
66 福岡市	福岡市障がい者ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉ﾌﾞﾗﾅﾞ 3階	○ ○ ○

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

(資料2-7)

○広州2010アジアパラ競技大会

1. 開催期間：平成22年12月12日（日）～12月19日（日）
2. 開催地：中国・広州市
3. 主催：アジアパラリンピック委員会
広州2010アジアパラ競技大会組織委員会
4. 実施競技：アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、
(19競技) 自転車、車いすフェンシング、ゴールボール、柔道、
パワーリフティング、ボート、射撃、7人制サッカー、
5人制サッカー、水泳、卓球、テニピンボウリング、
シッティングバレーボール、車椅子バスケットボール、
車いすテニス

○ハイタトラス2011デフリンピック（第17回冬季デフリンピック）

1. 開催期間：平成23年2月18日（金）～2月26日（土）
2. 開催地：スロバキア・ハイタトラス
3. 主催：国際ろうスポーツ委員会
ハイタトラス2011デフリンピック組織委員会
4. 実施競技：アルペンスキー、クロスカントリースキー、フリースタ
(6競技) イルスキー(*1)、スノーボード、カーリング(*2)、
アイスホッケー

*1 フリースタイル・スキーの開催は審議中。

*2 カーリングは新規競技

(資料2-8)

第10回全国障害者スポーツ大会（ゆめ半島千葉大会）

1. 開催期間

平成22年10月23日（土）～25日（月）

2. 大会のスローガン

ゆめ半島 みんなが主役 花咲く笑顔

3. 実施競技

個人競技（6競技）

陸上競技【身体・知的】

水泳【身体・知的】

アーチェリー【身体】

卓球【身体・知的】（サントテーブルテニス【身体】を含む）

フライングディスク【身体・知的】

ボウリング【知的】

団体競技（7競技）

バスケットボール【知的】

車椅子バスケットボール【身体】

ソフトボール【知的】

フットベースボール【知的】

グラウンドソフトボール【身体】

バレーボール【身体・知的・精神】

サッカー【知的】

4. 大会を支えるボランティア

大会運営ボランティア 約3,500名

情報支援ボランティア 約700名

手話 約300名

手書き要約筆記 約300名

パソコン要約筆記 約100名

選手団担当ボランティア 約800名

5. 都道府県・指定都市別個人協議参加枠割当数

都道府県（市）	個人競技参加枠割当数			都道府県（市）	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	29	36	65	広島県	13	18	31
青森県	11	16	27	山口県	18	22	40
岩手県	10	15	25	徳島県	9	12	21
宮城県	10	15	25	香川県	10	12	22
秋田県	11	13	24	愛媛県	13	16	29
山形県	10	13	23	高知県	9	11	20
福島県	15	19	34	福岡県	18	23	41
茨城県	17	27	44	佐賀県	9	13	22
栃木県	15	22	37	長崎県	13	17	30
群馬県	15	22	37	熊本県	15	19	34
埼玉県	26	39	65	大分県	12	14	26
千葉県	65	96	161	宮崎県	11	15	26
東京都	58	72	130	鹿児島県	16	20	36
神奈川県	19	28	47	沖縄県	11	17	28
新潟県	22	30	52	札幌市	13	17	30
富山県	10	12	22	仙台市	7	12	19
石川県	9	12	21	さいたま市	10	16	26
福井県	9	11	20	千葉市	27	40	67
山梨県	12	16	28	横浜市	17	29	46
長野県	15	21	36	川崎市	11	17	28
岐阜県	14	19	33	相模原市	9	14	23
静岡県	12	19	31	新潟市	17	25	42
愛知県	21	33	54	静岡市	7	10	17
三重県	12	16	28	浜松市	7	10	17
滋賀県	10	15	25	名古屋市	13	18	31
京都府	11	14	25	京都市	13	16	29
大阪府	27	37	64	大阪市	18	22	40
兵庫県	22	28	50	堺市	8	11	19
奈良県	12	14	26	神戸市	13	15	28
和歌山県	10	13	23	岡山市	7	10	17
鳥取県	8	10	18	広島市	9	12	21
島根県	9	12	21	北九州市	10	14	24
岡山県	11	14	25	福岡市	9	13	22
				合 計	969	1,329	2,298

「第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」

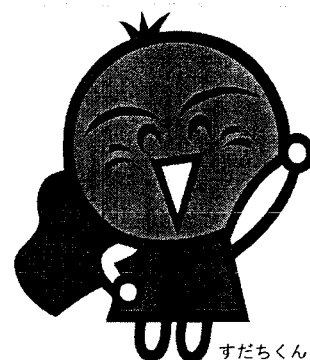
愛称

募集

「すだちくん」 デザイン

全国の障害のある方の芸術・文化祭である「第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」が平成22年12月に徳島県で開催されます。

この大会が全国の皆さんに親しんでいただけるよう、大会の愛称及びマスコット「すだちくん」のデザインを募集します。



すだちくん

たくさんのご応募をお待ちしています。

募集要項

募集内容

- (1) 本大会の愛称を募集します。
- (2) 本大会のマスコットとしてふさわしい、「すだちくん」のデザインを募集します。
姿勢、洋服、アクセサリなど、自由にデザインしてください。

募集締切

平成22年 3月23日(火)

賞

愛称、「すだちくん」デザインとも、最優秀賞各1点、優秀賞各2点を決定します。

最優秀賞 各1点 賞状及び賞品(県産品)

優秀賞 各2点 賞状及び賞品(県産品)

* 最優秀賞及び優秀賞について、同一作品が多数の場合は抽選で決定します。

応募資格

どなたでも応募できます。

応募方法

- (1) 所定の応募用紙、はがき、A4判用紙、電子媒体（CD-Rに限る）による郵送又は電子メールのいずれかとします。
いずれの場合にも、氏名（ふりがな）、年齢、職業（又は学校名、学年）、住所、電話番号、電子メール、応募内容についての簡単な説明を明記してください。
* 当個人情報、本募集に関する目的以外には使用しません。
- (2) 作品は、一人何点でも応募できますが、自作、未発表のもので、応募者本人のオリジナルであること、作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないことが条件です。
- (3) デザインを電子メール添付で応募される場合は、ファイル形式を、jpg形式、PDF形式のいずれかとし、ファイルサイズを500KB以下としてください。
圧縮される場合は、LZH形式、ZIP形式のいずれかとしてください。
電子媒体（CD-R）で郵送いただく場合も同様の形式としてください。
- (4) 応募作品を電子メールでお送りいただく場合は、件名を「愛称応募」、「『すだちくん』デザイン応募』としてください。

審査・発表

- (1) 作品の審査は、第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会実行委員会で行います。
- (2) 発表はホームページ上に掲載するほか、入賞者に直接連絡します。
- (3) 入賞された場合、氏名及び住所（市区町村名まで）を公表させていただきます。
- (4) 表彰式は別途行います。

その他

- (1) 著作権・使用権等入賞作品に係る一切の権利は、本大会実行委員会に帰属します。
- (2) 入賞作品の使用にあたっては、補作・修正をさせていただくことがあります。
- (3) 応募者は、応募事業の紹介や記録のために、本大会実行委員会が応募作品を利用することを認めることとします。
- (4) 応募作品は返却いたしません。
- (5) 応募作品に関する不採用理由等についてはお答えできません。
- (6) 入賞作品がすでに他で使用されているものと同じ、あるいは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても賞を取り消すことがあります。

【応募・問い合わせ先】

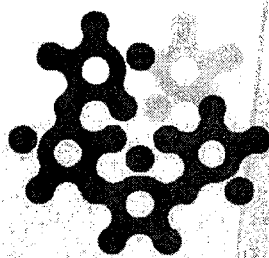
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 徳島県保健福祉部障害福祉課内
第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会実行委員会事務局
電話：088-621-2248 FAX：088-621-2241
E-mail：syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称
「国際障害者交流センター」(愛称: ビッグ・アイ)
2. 所在地
大阪府堺市南区茶山台1-8-1
3. 施設規模
地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)
4. 主な施設内容
多目的ホール
[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]
宿泊室[35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]
大・中・小研修室
バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)
レストラン(50席)
駐車場
5. 障害者のための特別な機能
大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール
館内自動音声案内設備
広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
光点滅式避難誘導設備 等
6. 主な事業
障害者芸術・文化活動支援事業
国際交流事業
災害支援ボランティアリーダー養成研修事業
障害関係福祉情報等提供事業
7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先
TEL : 072-290-0900
FAX : 072-290-0920
URL : <http://big-i.jp/>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは…



ビッグアイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

研修室



大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

宿泊室

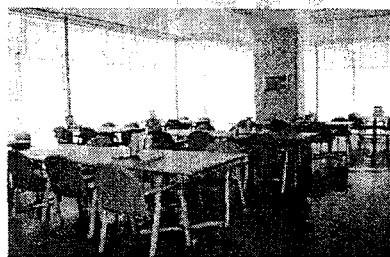


車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)

多目的ホール



約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。



レストラン くらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-40 国連・障害者の十年記念施設運営委託費

- 財団は施設管理を委託する団体としてふさわしくないのではないか。適切な団体・法人等に競走により委託すべき。
- 再委託をやめ直接委託に切り替え4,000 万円削減。ホールの稼働率も上げること。
- 根本的に可能性調査を入れ、目標設定をし直すべき。
- 委託のコストが高すぎる。是正すべき。利用料見直し。
- 補助事業の見直しが必要。独自収益事業を考えるべき。事業費の2～3 割くらいは削減可能ではないか。
- 利用料が高く障害者、一般ともに使用者が増えていない。これも見直すべき。
- ここでもまた箱モノ事業が行われている。施設費(光熱費、保守業務等)も割高だが、わずか年10%程度のホールを利用した自主企画イベントしか行っていないのに、1 億1 千万円かけている。例として上がった障害者アート展に(ホール代はかからないので)800 万円/回かけているというのも、企画運営業者に丸投げしているからではないか。それでは財団スタッフの専門性や業務の意味合いは何なのか問われてしまうだろう。
- 同施設は売却を含め抜本的に見直し。むしろ民間及び公設既存設備のバリアフリー化を推進すべき。

WGの評価結果

国連・障害者の十年記念施設運営委託費

見直しを行う

(廃止 1名 自治体/民間 0名 見直しを行わない 0名

見直しを行う:

- ア. 財団への委託をやめ民間へ直接委託 6 名
- イ. 施設運営の効率化 5名
- ウ. その他 1 名)

とりまとめコメント

折角、素晴らしい理念の下で作った施設なので、有効に利用していただきたい。財団への委託をやめ、民間への直接委託とすること及び運営の更なる効率化をめざしていただきたい。

(資料2-12)

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：名)

都道府県名	第21回試験		合格者数 累 計	都道府県名	第21回試験		合格者数 累 計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
北海道	21	10	75	滋賀県	13	5	32
青森県	10	3	24	京都府	20	8	100
岩手県	5	1	20	大阪府	63	18	171
宮城県	5	1	28	兵庫県	61	28	114
秋田県	5	1	13	奈良県	6	3	31
山形県	4	0	12	和歌山県	7	2	26
福島県	16	6	40	鳥取県	2	1	10
茨城県	12	2	26	島根県	3	1	11
栃木県	5	3	20	岡山県	8	5	32
群馬県	20	6	53	広島県	17	8	53
埼玉県	98	19	176	山口県	18	4	23
千葉県	30	9	62	徳島県	6	1	14
東京都	212	61	583	香川県	11	0	19
神奈川県	81	30	272	愛媛県	12	3	27
新潟県	9	3	21	高知県	8	3	18
富山県	2	1	12	福岡県	33	14	95
石川県	12	5	30	佐賀県	4	2	6
福井県	3	2	10	長崎県	7	1	24
山梨県	9	3	24	熊本県	10	1	27
長野県	15	4	35	大分県	10	3	20
岐阜県	5	2	23	宮崎県	9	2	19
静岡県	31	10	55	鹿児島県	16	2	25
愛知県	33	12	87	沖縄県	3	0	7
三重県	14	2	38	合 計	1,004	311	2,643

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別申込者数・合格者数

(単位：名)

政令指定 都市名	第21回試験		合格者数 累 計	政令指定 都市名	第21回試験		合格者数 累 計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
札幌市	6	4	35	名古屋市	9	5	32
仙台市	3	1	18	京都市	14	6	56
さいたま市	10	2	36	大阪市	14	5	33
千葉市	2	0	6	堺市	8	6	25
横浜市	44	14	101	神戸市	22	13	46
川崎市	14	5	42	岡山市	2	1	20
新潟市	3	2	11	広島市	11	6	29
静岡市	4	2	19	北九州市	6	3	22
浜松市	4	1	8	福岡市	8	7	30
				合 計	184	83	569

ほじょ犬(身体障害者補助犬)とは…

目や耳や手足の不自由な人の生活のお手伝いをする、

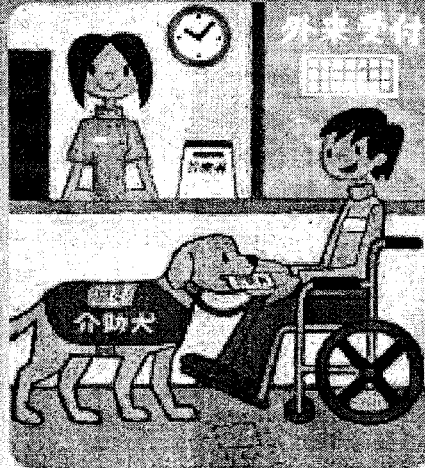
「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。

特別な訓練を受けた犬たちで、「身体障害者補助犬法」に基づき認定されています。



盲導犬

目の不自由な人が安全に歩けるように、障害や曲がり角などを知らせます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。



介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。首がえも手伝います。



聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、薪火の音などを知らせます。

「身体障害者補助犬法」の一部が改正されました。

身体障害者補助犬法は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。この法律によって、交通機関や公共施設にほじょ犬が同伴できるようになり、平成15年10月1日からは、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどの一般的な施設にも、同伴できるようになりました。

さらに、平成19年12月に法律の一部が改正されました。おもな改正点は下記の2点です。



ほじょ犬使用者や受け入れ義務施設からのトラブルに効率的に対応する相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。
(平成20年4月1日施行)



一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用の受け入れが義務化されます。
(平成20年10月1日施行)

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに
当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

くわしくは…
ホームページ

ほじょ犬

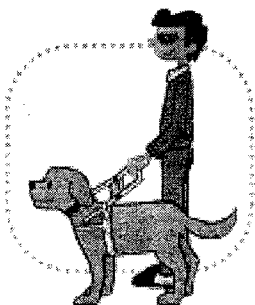
検索

厚生労働省

ほじょ犬の種類

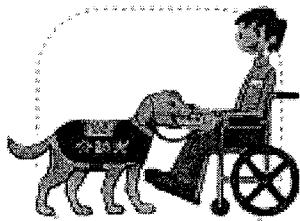
盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。



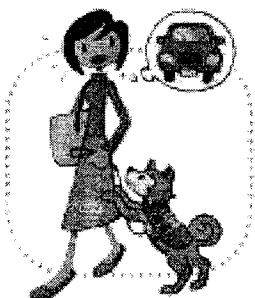
介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。首がえも手伝います。



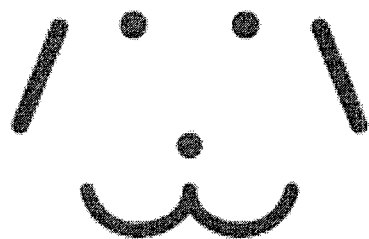
聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。



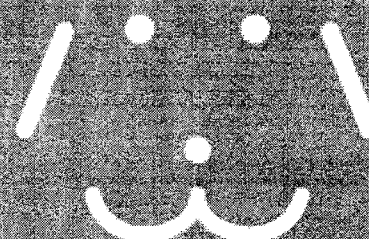
お店や施設の入口に、このシールを貼ってもらえると、とてもうれしいです！

Welcome!



ほじょ犬

Welcome!



ほじょ犬

くわしくは
ホームページ

ほじょ犬

検索

厚生労働省

ほじょ犬
もっと知って
BOOK

ほじょ犬とは

ほじょ犬はペットじゃない
からだの不自由な人のからだの一部

ほじょ犬(補助犬)とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。からだの不自由な人のからだの一部であり、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。だから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

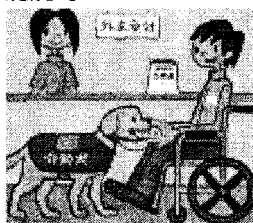
ほじょ犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。ほじょ犬のことを、もっともっと知ってください。

どこでも

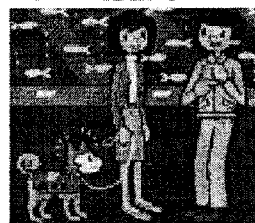
どこでもいっしょに
行動します

公共施設をはじめ、いろいろな場所ではじょ犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

病院で



レジャー施設で



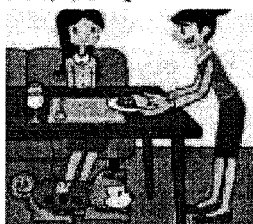
タクシーで



スーパーマーケットで



レストランで



旅館で



「身体障害者補助犬法」が

改正されました!

「身体障害者補助犬法」は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。さらに社会参加の場を広げられるように、平成19年12月にこの法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。

1 相談窓口の設置



2 民間企業での受け入れの義務化



からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

(別添)

社会福祉振興助成費補助金概要(案)

※本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

補助金の規模・交付先

平成22年度予算額(案) : 3, 047百万円

交付先 : 独立行政法人福祉医療機構

助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

(1) 先進的・独創的活動支援事業

社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業

(2) 地域活動支援事業

社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

(3) 障害者スポーツ支援事業

スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

助成額

地域活動支援事業は、助成額上限を300万円とし、その他の活動は、上限を設定しない。
ただし、50万円に満たない事業は、助成の対象としない。

募集期間及び募集方法

募集期間、募集手続等の詳細は、別途お示しする予定であるが、おおよそのスケジュールは以下を想定しているところ。

【既に受付済み分（平成21年10月31日までに応募済みの事業）】

・助成事業の内定 平成22年4月上旬（22年度予算案が21年度内に成立した場合）

【新規・内容変更分】

・募集要領配付及び応募期間 平成22年6月中
・助成事業の内定 7月

その他

- (1) 長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに補助金を創設することとした。
- (2) 長寿・子育て・障害者基金による助成金交付要望を既に提出されているものについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととする。
ただし、既に提出している助成金交付要望を取下げ、あるいは、要望内容を変更して社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない。
- (3) 他の補助制度による補助対象となった場合は、社会福祉振興助成費補助金（仮称）の助成の対象とはならない。
なお、助成対象事業の分野横断的な取組、複合的な取組及び複数年助成の取扱いについては、現在検討中である。
- (4) 補助事業の採択は、外部有識者により構成する委員会で審議・決定するとともに、助成事業終了後、事後評価を行う。
- (5) 補助金適正化法を適用し、実績報告が遅延する事業は返還させることがある。

【先進的・独創的活動支援事業】

- ① 高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
- ・ 地域で生きがいをもって普通の暮らしをすることを支援する事業
 - ・ 高齢者等の健康保持事業の促進、団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業
 - ・ 認知症高齢者を地域で支え、受け入れていくための支援事業
 - ・ 高齢者・障害者の住環境問題に関する事業
- ② 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
- ・ 生活保護のボーダーにある低所得者を支援する事業
 - ・ ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業
 - ・ 発達障害や医療的ケアが必要な状態にある者とその家族への支援
 - ・ 刑務所出所者への福祉的支援
 - ・ へき地等におけるサービス提供
- ③ 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
- ・ 福祉・介護分野に従事する者の資質の向上に関する事業
 - ・ 福祉・介護分野に従事する者の定着支援に関する事業
 - ・ 福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- ④ 地域や家庭における子育て支援に関する事業
- ・ 子育て支援のネットワーク作りや安全・安心な子育て環境作りを支援する事業
 - ・ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業
 - ・ ひとり親家庭等への相談・就労等を支援する事業
 - ・ 青少年の非行防止・健全育成に関する事業
- ⑤ 高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
- ・ 介護知識の提供・介護技術の習得を支援する事業
 - ・ 地域で介護を担う家族の一時的な休息、見守り等を支援する事業
 - ・ 在宅で安心して生活できる環境をサポートするネットワーク事業

- ⑥ 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
- ・ 就労支援のための場の提供、ネットワークづくり等を支援する事業
 - ・ 虐待・消費者被害等高齢者・障害者の権利擁護のため相談・支援する事業
- ⑦ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
- ⑧ その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

【地域活動支援事業】

- ① 上記の①～⑥に掲げる事業
- ② その他地域に密着したきめ細かな事業

【障害者スポーツ支援事業】

- ① 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
- ・ 選手、競技団体、指導者等の育成・強化を図る事業
 - ・ 競技力向上のための研究開発・調査研究事業
- ② スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業
- ・ スポーツ大会等開催事業
- ③ その他障害者スポーツに関する事業

バンクーバー2010パラリンピック冬季競技大会の概要

- 1 大会名称 バンクーバー2010パラリンピック冬季競技大会
英文：Vancouver2010 Paralympic Winter Games
(通称：バンクーバー冬季パラリンピック)
- 2 開催時期 2010年(平成22年)3月12日(金)～21日(日) [10日間]
- 3 競技会場地 カナダ バンクーバー (アイススレッジホッケー、車いすカーリング)
ウィスラー (アルペンスキー、クロスカントリー、バイアスロン)
- 4 運営主体 国際パラリンピック委員会 (IPC) ,
バンクーバー2010オリンピック・パラリンピック組織委員会 (VANOC)
- 5 参加国・地域数 約40ヶ国・地域 (予定)
- 6 参加選手・役員数 約1,350名 (選手600名 役員750名)
- 7 日本選手団 約95名 (選手42名、コーチ等53名) *2月12日現在
- 8 実施競技 5競技
アルペンスキー、クロスカントリー、バイアスロン、
アイススレッジホッケー、車いすカーリング

9 パラリンピック (冬季大会) の開催状況

回数	開催年	開催地 (国)	参加国・参加選手		日本選手数				実施競技	(参考) オリンピック 開催地
			国数	人数		金	銀	銅		
1	1976年 (S51)	エーンシェルスヴィーク (スウェーデン)	17	250	0	0	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー	インスブルック (オーストリア)
2	1980年 (S55)	セイレ (ノルウェー)	18	350	5	0	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 (エキシビションとしてアイスホッケーを実施)	レイクプラシッド (アメリカ)
3	1984年 (S59)	インスブルック (オーストリア)	21	457	12	0	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 アイススレッジスピードレース	サラエボ (ユーゴスラビア)
4	1988年 (S63)	インスブルック (オーストリア)	22	397	16	0	0	2	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 アイススレッジスピードレース	カルガリー (カナダ)
5	1992年 (H4)	アルペールビル (フランス)	24	475	15	0	0	2	アルペンスキー、クロスカントリースキー	アルペールビル (フランス)
6	1994年 (H6)	リレハンメル (ノルウェー)	31	492	27	0	3	3	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 バイアスロン、アイススレッジスピード レース、アイススレッジホッケー	リレハンメル (ノルウェー)
7	1998年 (H10)	長野 (日本)	32	571	70	12	16	13	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 バイアスロン、アイススレッジスピード レース、アイススレッジホッケー	長野 (日本)
8	2002年 (H14)	ソルトレークシティ (アメリカ)	36	416	37	0	0	3	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 バイアスロン、アイススレッジホッケー	ソルトレークシティ (アメリカ)
9	2006年 (H18)	トリノ (イタリア)	39	477	40	2	5	2	アルペンスキー、クロスカントリースキー、 バイアスロン、アイススレッジホッケー、 車いすカーリング	トリノ (イタリア)

【競技日程】2010バンクーバー冬季パラリンピック競技大会

* 競技時間は現地時間に表示しています(日本時間=現地時間+17時間)

競技/日程	2010年3月									
	金 12	土 13	日 14	月 15	火 16	水 17	木 18	金 19	土 20	日 21
開会式	◎									
アルペンスキー 場所: ウィスラー・ク リークサイド DH: 滑降 SG スーパー-G SC スーパーコンビ GS 大回転 SL 回転		DH 男女 スタンディング シッティング 視覚障害 11:30-14:00	SG 男女 スタンディング 11:30-13:30	SG 男女 シッティング 視覚障害 11:30-13:30	SC 男女 スタンディング シッティング 視覚障害 ①9:30-11:30 ②13:00-15:00		GS 男女 スタンディング ①10:00-12:00 ②13:00-15:00	GS 男女 シッティング 視覚障害 ①10:00-12:00 ②13:00-15:00	SL 男女 スタンディング ①10:00-12:00 ②13:00-15:00	SL 男女 シッティング 視覚障害 ①10:00-12:00 ②13:00-15:00
クロスカントリー スキー 場所: ウィスラー・パ ラリンピックパーク		15k 男 シッティング 10:00-14:00	20k 男 フリー スタンディング 視覚障害 10:00-14:00	10k 女 シッティング 10:00-14:00	15k 女 フリー スタンディング 視覚障害 10:00-14:00		10k 男 クラシック スタンディング シッティング 視覚障害 10:00-14:00	5k 女 クラシック スタンディング シッティング 視覚障害 10:00-14:00	3×2.5k 女 リレー 全クラス 10:00-11:00	1k スプリント 男女 スタンディング シッティング 視覚障害 予選: 10:00- 準決: 12:00- 決勝: 13:15-
バイアスロン 場所: ウィスラー・パ ラリンピックパーク		2.4k 追抜き 男女 シッティング 予選: 10:00- 決勝: 12:00-				12.5k 男 スタンディング シッティング 視覚障害 10:00-14:00	12.5k 女 スタンディング 視覚障害 10:00-14:00			
アイススレッジホッケー 場所: UBCサンダー バードアリーナ ※8チーム参加 Q1=最終予選1位通過 Q2=最終予選2位通過		予選 10:00-12:00 CAN vs ITA 13:30-15:30 NOR vs SWE 17:00-19:00 USA vs KOR 20:30-22:30 日本 vs CZE	予選 10:00-12:00 ITA vs NOR 13:30-15:30 CAN vs SWE 17:00-19:00 CZE vs USA 20:30-22:30 日本 vs KOR		予選 10:00-12:00 KOR vs CZE 13:30-15:30 SWE vs ITA 17:00-19:00 USA vs 日本 20:30-22:30 NOR vs CAN	ブレイクオフ 12:00-14:00 VS 19:00-21:00 VS	準決勝 12:00-14:00 VS 19:00-21:00 VS	7・8位決定戦 12:00-14:00 VS 5・6位決定戦 15:30-17:30 VS 3位決定戦 19:00-21:00 VS	決勝 12:00-14:30 VS	
車いすカーリン 場所: バンクーバー・パ ラリンピックセンター ※10チーム参加		予選 12:30-15:30 KOR vs USA GBR vs CAN SWE vs SUI GER vs NOR 18:00-21:00 ITA vs 日本 SWE vs KOR NOR vs GBR CAN vs USA	予選 12:30-15:30 NOR vs CAN ITA vs SUI USA vs GER 日本 vs KOR 18:00-21:00 SWE vs ITA 日本 vs GER - SUI vs GBR	予選 12:30-15:30 GER vs KOR NOR vs SWE CAN vs SUI 日本 vs CAN USA vs ITA 18:00-21:00 GER vs SUI GBR vs USA KOR vs NOR SWE vs CAN	予選 12:30-15:30 - CAN vs SUI ITA vs GER NOR vs 日本 18:00-21:00 USA vs SWE KOR vs ITA SUI vs 日本 GBR vs GER	予選 12:30-15:30 CAN vs GER SWE vs GBR NOR vs USA KOR vs SUI 18:00-21:00 ITA vs NOR USA vs 日本 CAN vs KOR -	予選 12:30-15:30 SUI vs USA GER vs KOR GBR vs ITA 日本 vs SWE 18:00-21:00 SUI vs NOR GER vs SWE ITA vs CAN	タイブレーク 09:00-12:00 VS 14:30-17:30 VS 20:00-23:00 VS	準決勝 10:00-13:00 VS 決勝・3位 決定戦 15:30-18:30 VS	
閉会式	◎									

2010年1月末現在

NHK バンクーバー2010パラリンピック関連番組 放映予定表

月日	曜日	放送時間 (日本時間)	ch	内容
3月7日	日	15:05-15:59	総合	バンクーバーパラリンピック事前特番
		22:00-22:54 <再放送>	教育	
3月13日	土	20:00-21:00	教育	大会の最新情報を放送
		24:50-25:50 <再放送>	総合	
3月14日	日	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:55-25:20 <再放送>	総合	
3月15日～19日	月～金	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:10-24:35 <再放送>	総合	
3月20日	土	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:50-25:15 <再放送>	総合	
3月21日	日	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:40-25:05 <再放送>	総合	
3月22日	月	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:45-25:10 <再放送>	総合	
3月25日	木	22:00-22:43	総合	バンクーバーパラリンピック総集編
3月28日	日	22:00-22:43 <再放送>	教育	

<ニュース>

時差がマイナス17時間のため、朝のニュース「おはよう日本」と、お昼のニュースが速報の時間帯になります。
「ニュース7 (7:00-)」、「ニュースウォッチ9 (21:00-)」、「土曜スポーツタイム (22:45-23:15)」、「
サンデースポーツ (21:50-22:39)」でも随時放送されます。

<福祉ネットワーク>

月日	曜日	放送時間 (日本時間)	ch	内容
3月9日	火	22:00-22:29	教育	「クロスカントリースキー」
3月10日	水	22:00-22:29	教育	「アルペンスキー①」
3月11日	木	22:00-22:29	教育	「アルペンスキー②」
3月12日	金	10:06-10:35	総合	「バイアスロン」

※3月16日～18日の間も再放送をする予定です。

障害保健福祉関係主管課長会議参考資料

【各地域での取組事例】

- 【資料１】 特別支援事業（先駆的・モデル的に実施する事業）の実施例
 - ・高知県「高知県障害児長期休暇支援事業」
 - ・我孫子市「失語症会話パートナー派遣事業」
- 【資料２】 地域性等を踏まえた制度運用の在り方等の検討事例（新潟市）
 - ・新潟市障がい者地域自立支援協議会移動支援部会の報告
- 【資料３】 コミュニケーション支援広域支援検討事業の参考事例
 - ・２１年度に事業を実施した例（広島県）
 - ・既に広域派遣を実施している例（高知県）

平成２２年３月４日（木）

社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

高知県障害児長期休暇支援事業

特別支援事業の採択例①

事業実施の背景

養護学校の児童生徒(特に寄宿舎の児童生徒)の長期休暇中、家族は仕事を休んだり、介護者等を雇うなど身体的にも経済的にも大きな負担を負うことになる。また、児童生徒本人も、長期休暇中家に閉じこもりがちとなることで、精神的にも身体的にも負担が生じることになる。

趣 旨

養護学校等の長期休暇期間中に地域において障害児の援助(以下「障害児援助」という。)を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援する。

対象児童

療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた児童及びそれに準ずると事業実施主体が認める児童

事業実施主体

中核市を除く市町村及び社会福祉法人、NPO法人、その他ボランティア団体等で適切な事業運営ができると認められる団体

実施方法

- (1) 事業実施主体は、対象児童の保護者、障害者相談員等の協力を得て実施する。
- (2) 事業を利用する児童を公平に扱い、精神状態、体調等を考慮し適切な援助を行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、障害児を適切に援助できる者を配置するものとし、原則、年間14日以上、1日平均6時間以上開設する。
- (4) 実施場所については、学校等の余裕教室、公民館、集会所等の社会資源を活用して実施。

補助基準額・補助率

一団体当たり年間1,062,000円

補助率 1/3以内

基準額の考え方(算定根拠)

$(6,850円 \times 3 + 2,000円 \times 3) \times 40日 = 1,062,000円$

- 人員配置: スタッフ3名+補助員3名/日
- 単 価: 6,850円/スタッフ1名/日、2,000円/補助員1名/日
- 開催日数: 40日

<参考> (平成20年度実績)

- 1日平均利用者数: 7~14人
- 開催日数: 14~31日

障害児長期休暇支援事業の実施内容

実施 主体	就労継続B型事業所を 運営している社会福祉法人	重症心身障害児施設を 運営している社会福祉法人	香南市 (地域生活支援センターに運営を委託)
場所	養護学校 (プレイルーム・プール・体育館)	市社会福祉センター	保健センター
期間	H21.7.21～8.31 (土日、お盆を除く毎日) 延べ27日間	H21.7.21～H21.8.31 H21.12.25～H22.1.7 H22.3.23～H22.3.31 (土日、お盆、年末年始を除く) 延べ40日	H21.7.21～8.31 (土日を除く毎日) 延べ30日間
時間	8:30～17:30	8:30～18:00	9:00～17:00
スタッフ	スタッフ5～6人 (8人のスタッフが交代制)	スタッフ5～6人 有償ボランティア 1～5人 (登録者36人)、 無償ボランティア 若干名	スタッフ2～5人 (11人のスタッフが交代制) 有償ボランティア2名
利用者	1日平均9人 実利用者数13人 (知的3人 自閉症6人 ダウン症2人 重複障害2人)	一日平均6人 実利用者数10人 (知的 自閉症 重症心身障害児)	1日平均4人 実利用者数15人 (知的4人 自閉症6人 ADHD2人 重症心身障害児3人)
利用料	1日1,000円	1日1,000円	1時間100円
内容	感覚遊び 室内遊び 買い物 バー ベキュー 水遊び プール ドライブ など	感覚遊び ゲーム トランポリン サッカー 散歩 フリスビー クッキング ドライブ プール など	畑づくり 水遊び 読み聞かせ 散歩 個室での見守り レクリエーション 調理 など

※いずれも会場借料は無料だが、光熱水費の実費を負担。

失語症会話パートナー派遣事業（我孫子市）

特別支援事業の採択例②

事業実施の背景

- 訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって永続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立が深刻な問題となっている。
- 失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

趣 旨

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加を支援する。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
定員15名とし、4～5名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習5回と実習5回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適していると判断から、市内2箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

活動実績

養成講座修了者...14人(H21'実施分) パートナー派遣利用者...291人(H21.4～11の延べ人数)

【参考：講習と実習の主な内容】

第1回講習	コミュニケーションとは	失語症の基礎知識	会話パートナーの役割	コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢			
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状	失語症と間違えやすい他の障害	話しことばの工夫	
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫		
第3回実習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫	コミュニケーションの話題を考える	
第3回講習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法	失語症者・家族の体験談	
第4回実習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回講習	良い例，悪い例について	移動の介助方法		
第5回実習	自由会話の実践			
第5回講習	友の会活動の紹介	リハビリテーションとは	社会福祉サービスの基礎知識	これまでのまとめ

失語症 会話パートナー

とお話しませんか。

..... あなたも参加してみませんか？

我孫子市では、脳出血や脳梗塞などの後遺症によって失語症と診断された方に、コミュニケーションを支援するための失語症会話パートナーを派遣しています。

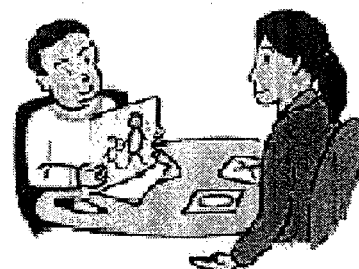
失語症によって、言いたいことが伝わらず悩んでいる方、ことはを聞いて理解することがむずかしい方など、一緒にコミュニケーションを楽しみませんか。

どんなときに利用できるの？

話し相手がほしい・・・

外出したいけれど、コミュニケーションが不安・・・

そのようなときに、失語症のことを理解して、言葉を補いながら会話ができる失語症会話パートナーを派遣します。



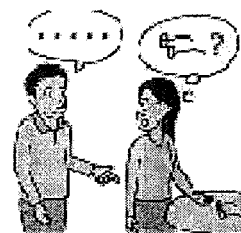
交流できる場はないの？

「保健センター」と「こもれび」には、失語症の方が気軽に集まれる交流の場があります。失語症会話パートナーが1対1でコミュニケーションのお相手をしますので、ぜひご参加ください。

【毎週水曜】保健センター

【毎週金曜】東我孫子近隣センターこもれび

いずれも午後2時から3時までです。



■ 対象 市内に在住する失語症の方

■ 費用 無料

【お問い合わせ先】

障害者福祉センター TEL) 7188-0141 FAX) 7188-0242

新潟市障がい者地域自立支援協議会 移動支援部会の報告

I. 経緯

- 移動支援事業が地域生活支援事業となり、市町村の地域性を踏まえた運用を行うことが可能となった。
- 新潟市障がい者地域自立支援協議会で、移動支援に係る課題が多く出された。
(例)
 - ・ ガイドヘルパーが不足している
 - ・ 報酬が低い
- 新潟市の地域性を踏まえた移動支援事業の運用について、官民共同で協議をする場を設置すべき。



新潟市障がい者地域自立支援協議会の第1号の専門部会として
「移動支援部会」を平成20年10月に設置。

II. 検討

- 移動支援事業者、相談支援事業者、行政で協議を開始。
- 当事者団体に意向調査を行い、当事者の意見を聴取。
- 新潟市の地域性を踏まえ、テーマごとに課題を抽出し、改善すべきところを掘り下げて議論。



平成21年9月に「移動支援部会最終報告書」をとりまとめる。

《報告書の骨格》

はじめに

- 1 制度・サービスの内容
- 2 関連サービスについて
- 3 対象者
- 4 支給決定
- 5 報酬
- 6 利用者負担
- 7 ヘルパー・事業所の課題
- 8 個別論点(公共交通の利用等、周知・広報)

おわりに

Ⅲ. 施策への反映

- 平成21年9月の新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会で、移動支援部会最終報告を提出。
- 報告書の提言内容を移動支援事業の制度に反映させるべく、予算措置が必要な個所は予算要求を行った。
- 移動支援事業の運用面を見直すべきところは、見直しを検討。



平成22年4月に移動支援事業の制度見直しを行う予定。

新潟市障がい者地域自立支援協議会 移動支援部会 最終報告

～新潟市における移動支援の在り方について～

平成 2 1 年 9 月 1 4 日

目 次	
はじめに	2
1 制度・サービスの内容	
(1) 通学	3
(2) 通所	4
(3) 通勤	5
(4) 事業類型	6
(5) 宿泊を伴う旅行	7
2 関連サービスについて	
(1) 日中一時支援事業等の福祉サービスとの関係	8
(2) 福祉有償運送との関係	9
3 対象者	1 0
4 支給決定	
(1) ケアマネジメント	1 1
(2) 支給量	1 2
5 報酬	1 3
6 利用者負担	1 4
7 ヘルパー・事業所の課題	
(1) ヘルパーの養成等	1 5
(2) 事業所の不足	1 6
8 個別論点	
(1) 公共交通の利用等	1 7
(2) 周知・広報	1 8
おわりに	1 9
(参考)	
・ 開催経緯	2 0
・ 委員名簿	2 2

はじめに

(本報告について)

- 本部会は、「新潟市における障がい者の移動支援の在り方」を検討するため、新潟市障がい者地域自立支援協議会第二回全体会（平成 20 年 9 月 19 日）で承認を得て、平成 20 年 10 月に設立されたものである。
- 本部会では、障がい者の移動に係る支援施策を幅広く議論すると共に、市町村が実施する地域生活支援事業である「移動支援事業」について、新潟市の地域性等を踏まえた制度運用の在り方を中心に議論してきた。
- 平成 21 年 3 月、本部会での議論を踏まえ、本部会は、新潟市における移動支援事業の制度運用等について、「中間報告」をとりまとめ、新潟市障がい者地域自立支援協議会第三回全体会（平成 21 年 3 月 27 日）に報告した。
- また、「中間報告」及び「これまでの議論の整理」を各障がい者団体及び新潟市内の全ての移動支援事業所へ送付し、これに対する意見募集を行い、これらの意見を踏まえ、中間報告で引き続き議論を行うこととされた課題等について本部会で議論を行った。
- そして今般、本部会は、新潟市における移動支援事業の制度運用等について、最終報告を以下のとおりとりまとめるものである。
なお、現時点において、本部会の議論の中では、一定の結論を得るまでに至らず、今後、引き続き議論していかなければならない事項もあるため、これらについては、新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において鋭意検討を継続していくべきである。

1 制度・サービスの内容

(1) 通学

【現行制度】

- 学校への通学については、原則、移動支援事業での利用を認めていない。ただし、保護者の疾病など一時的なものであれば、利用を認めている。
- 学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門学校及び保育所をいう。以下同じ。）への通学については、第一義的には、学校等又は保護者の送迎を基本とするべきである。
- 通学の支援は学校等が行うべきものであるため、福祉施策である移動支援事業を利用し週 5 回の通学を行うなどの長期かつ継続の利用を認めることは適当ではない。
- しかし、個別に家庭の事情等を勘案した結果、移動支援事業での通学を行うことが真にやむを得ないと判断される場合もある。
- 適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、現在暫定措置としている最大週 3 回までの通学の利用について引き続き制度として認めるべきである。
- この場合について、個別の事情を勘案し利用を認めた事例を蓄積することは、課題を整理するうえで有用であることから、情報を一元的に把握することが望ましい。
- また、今後教育部局と連携を図り、各学校にアンケート調査を行うなど通学における支援ニーズを的確に把握する必要がある。さらに、継続して通学に係る課題について検討を行う協議の場を設けることが望ましい。

(2) 通所

【現行制度】

- 施設への通所については、原則、移動支援事業での利用を認めていない。ただし、保護者の疾病など一時的なものであれば、利用を認めている。

- 通所施設等（日中活動系事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う事業所をいう。以下同じ。）、短期入所事業所、児童デイサービス事業所、旧法通所施設、日中一時支援事業所、地域活動支援センター、小規模作業所、障がい児放課後支援事業所、放課後児童クラブ及びこれらに準じる施設をいう。以下同じ。）への通所については、既存の各種助成事業等を活用し、通所施設等又は保護者の送迎を基本とするべきである。

- しかし、個別に家庭の事情等を勘案した結果、移動支援事業での通所を行うことが真にやむを得ないと判断される場合もある。

- 適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、現在暫定措置としている最大週3回までの通所の利用について引き続き制度として認めるべきである。

- 日中活動系事業所、旧法通所施設及び短期入所事業所においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金の特別対策事業である通所サービス利用促進事業を活用することにより、事業所が行う送迎経費について公費助成を受けることができる。

現時点においては、当事業は平成23年度末までの経過措置とされているが、対象施設においては、当事業を有効活用することにより、積極的に送迎サービスを実施するべきである。

- 一方、日中一時支援事業所については、地域生活支援事業であるため通所サービス利用促進事業の対象とされていないことから、送迎サービスを行うことが事業所の責任であるとまではいえない。

これについて、日中一時支援事業所が積極的な送迎サービスを実施するため、報酬上の送迎加算を設けることを検討するべきである。

(3) 通勤

【現行制度】

- 通勤や営業活動等の経済活動に係る外出での利用は、一切認めていない。

- 企業等への通勤については、経済活動が目的であるため勤務先又は自己費用での移動が基本である。

- 障がい者を雇用する企業は、障害者雇用納付金制度に基づく助成金である重度障害者等通勤対策助成金を受けることができることから、障がい者を雇用する企業においては、これらの助成施策を有効に活用し障がい者の通勤を支援することが望ましい。

- また、企業が共同でタクシー事業者と契約し、乗り合いタクシーなどを通勤に利用している事例もあることから、各機関は好事例の情報を収集し、必要に応じて周知又は紹介を行うことが望ましい。

(4) 事業類型

【現行制度】

- 新潟市の移動支援事業では、「個別支援型」（1対1の支援）、「グループ支援型」（1対複数の支援）を実施しているが、グループ支援型の利用はほとんどされていない。
- 他都市では、「車両輸送型」や「ボランティア型」などの実施例がある。

（グループ支援型について）

- グループ支援型については、同一の外出目的がある複数の利用者が、可能な範囲で一体的な支援を受けるものであるため、限られた社会資源を有効に活用するためには、非常に有効な支援方法である。
- しかし、現行の報酬体系ではヘルパーの人数により報酬が算定されるものであるため、ヘルパー1人に対して利用者の人数が増えるほどより高度な支援内容が求められることに対し、報酬面でのインセンティブが全くないことから、グループ支援の利用が進んでいないと考えられる。
- これについて、他都市の事例等を参考にして利用者の人数により報酬額が増額される算定方式に見直すべきである。
- この場合、現行のグループ支援の報酬算定は、事業者が按分報酬額を計算し請求するという極めて煩雑な請求方式であるため、新潟市においてグループ支援型のサービスコードを設定するなど、事業者の事務処理について配慮するべきである。

（その他の類型について）

- 車両輸送型やボランティア型などその他の類型の実施については、引き続き新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において他都市の事例等を研究し、必要に応じて事業実施の検討をするべきである。

(5) 宿泊を伴う旅行

【現行制度】

- 移動支援事業は、「一日の範囲で用務を終えるものに限る。」とされており、一泊以上の旅行には利用できない。

- 移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出等日常生活での外出の際に利用するサービスであり、一泊以上の旅行に利用することは想定されていない。
- 一方、社会参加の促進や活動範囲の拡大などに伴い、一泊以上の旅行に対する移動支援のニーズが多くあることは確かである。
- これについて、移動支援事業が限られた財源の中で運営されており、将来に渡り安定的な制度を維持するためには、すべての旅行に対するニーズを手当てすることは不可能と言わざるを得ない。
- しかし、障がい者の自己決定の重要性に鑑み、すでに必要と認められ支給されている支給量の中で、日常生活での外出を制限し、それにより残された支給時間を一泊以上の旅行に利用することは、一定の条件の中で制度的に認容するべきである。
- この場合において、移動支援事業は外出に伴う移動を支援するためのサービスであることを踏まえれば、宿泊先の室内における支援を移動支援の対象とすることは適切ではない。
- また、移動支援事業所の労務管理関係規則等により、従業者の労務管理がなされるものであるから、一泊以上の旅行に対する支援については各事業所が応諾できるか否かを決定することができるものである。

2 関連サービスについて

(1) 日中一時支援事業等の福祉サービスとの関係

【現行制度】

- 日中に施設において見守り等の支援を行うサービスとして「日中一時支援事業」がある。児童の夏休み期間や平日の放課後などの支援について、移動支援事業と日中一時支援事業は、相互補完関係にある。

- 放課後や長期休暇中の一時預かりについて、日中一時支援事業よりも手厚い1対1の支援を求めて、移動支援事業を預かり目的で利用している事例があるとの報告がなされているところ。
- 本来、移動支援事業は明確な外出目的がある場合に利用されるべきサービスであり、限られた社会資源を有効に活用するためにも、日中一時支援等の通所型サービスを強化拡大していく必要がある。
- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出)において、
 - ・ 放課後や夏休み等の居場所の確保のため放課後等デイサービス事業を創設する
 - ・ 保育所等における障がい児の受入れを支援するため施設スタッフが保育所等を訪問する保育所等訪問支援事業を創設することとされており、いずれも平成24年4月1日施行とされている。
- 放課後等デイサービス事業が創設されるまでの間、日中一時支援事業及び児童デイサービスを活用することにより、放課後や長期休暇中の一時預かりや療育支援を強化することが必要である。
- とりわけ児童デイサービスは、本年4月1日の報酬改定によりⅡ型(主に就学児童を対象とする類型。)の報酬が70%程度の増改定となり、更に各種加算も整備されたところ。
児童デイサービスは、経過的デイサービス事業所以外でも指定基準を満たせば新規指定を受け事業実施することが可能であるので、各障害福祉サービス事業所においては、放課後や長期休暇等の療育支援体制を強化するため、児童デイサービスの活用を積極的に図るべきである。

(2) 福祉有償運送との関係

【現行制度】

- 移動支援事業において、ヘルパーが運転する乗用車に利用者を同乗させ、移動する場合は、道路運送法による福祉有償運送の登録が必要不可欠となっている。
- 新潟市の中心部以外では、公共交通機関が十分に整備されているとはいえない状況であるので、乗用車による移動が主とならざるを得ないことから、福祉有償運送の活用は必要不可欠である。
- 福祉有償運送の運転者講習については、新潟市社会福祉協議会及び新潟市内の福祉有償運送事業者等からなる任意団体「新潟市福祉有償運送事業者連絡会」により、本年6月に研修を行っており、今後も必要な研修は確保される見込みとなっている。
- 新潟市においては、福祉有償運送を伴う移動支援を行うことが重要であることから、福祉有償運送の実施事業者を確保することが必要である。

3 対象者

【現行制度】

- 現在、移動支援事業の対象者については、全身性障がい、視覚障がい、知的障がい、精神障がい者が支給対象とされている。

(発達障がい者の取扱い)

- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出)において、発達障がい者が障害者自立支援法に規定する精神障がい者に含まれることが明確化された。

- これにより、移動支援事業の対象者にも発達障がい者が含まれることを明確化し、医師の診断書等によりサービスを受給することができるなど必要な手続き方法を広く周知・広報するべきである。

(全身性障がい者の範囲の拡大)

- 現在、全身性障がい者として移動支援の対象となるものは、身体障害者手帳の肢体不自由が1級であり、かつ両上肢及び両下肢に機能障がいをする者とされている。

- しかし、下肢不自由2級又は3級程度でも常時車いすを使用している者など、移動に係る支援を必要としている状況である。

また、他の政令市の取扱いでは、半数以上の都市が肢体不自由1級以外に対象者を拡大している状況である。

- これらを踏まえ、常時車いすを利用する者についても移動支援事業の対象者とすることを検討すべきである。

- これについて、高齢者に対する介護サービスは原則介護保険制度で行っているところであり、高齢で障がいとなり常時車いすを利用する者を全て新規利用の対象とすることは、現時点における社会資源の関係上困難であることに留意が必要である。

- 当然にして、全身性障がい者の範囲拡大以外の部分については、現状どおり年齢にかかわらず利用が可能であるべきである。

4 支給決定

(1) ケアマネジメント

【現行制度】

- 各区ケースワーカーが利用者に対する調査を行い、利用可否の判断等について個別事情等を勘案し、各区で支給決定を行っている。

- 支給決定について、支給要否や支給量の決定に当たり相談支援事業者によるケアマネジメントを導入するべきであるという議論も行われた。

相談支援事業者がサービス提供事業者に対しケアプランの説明や、サービス利用状況のモニタリングなどを行うことにより、より適正かつ円滑な制度運営をすることができる。

- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出)において、平成24年4月1日より相談支援事業者が原則全てのサービスを利用する障がい者に対し作成するサービス利用計画(ケアプラン)を障害福祉サービスの支給決定プロセスに組み込むこととされている。

- また同法律案では、平成24年4月1日より市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談を総合的に行う基幹相談支援センターを設置することができることとされている。

- 相談支援事業者によるケアマネジメント制度については、移動支援事業のみが先行的に導入することは相談支援事業者の体制などの問題があることから、障害福祉サービスのケアマネジメントの導入と併せて検討することが適当である。

- それまでの間、より適切なサービス利用がなされるよう、関係者間で必要な連携を行っていくこととする。

(2) 支給量

【現行制度】

- 個別に必要と認められる時間数を支給決定しており、支給限度時間や支給基準時間は設けていない。
- 支給量については、多くの政令市が支給上限時間や標準支給時間等を設けている中で、新潟市においては、個別に勘案し必要と認められる時間を支給決定しており、支給上限時間や標準支給時間を設定していない。
- 新潟市における移動支援事業は、過去数年の推移として利用者数、利用時間数及び費用額といずれも増加傾向にあり、このまま増加が続けば、限られた財源の中でいずれ危機的状況を迎える可能性がある。
- 現在の移動支援事業という制度を将来に渡り安定的に運営するためには、行政と事業者及び利用者皆で努力することも必要である。
- しかしながら、新潟市の移動支援事業は個別事情を勘案し支給限度時間を設けずに必要な時間数を支給するという、全国に誇れる制度であり、これについて、現段階で利用限度時間を設けるなどにより、利用している者の福祉を低下させることは好ましくない。
- 真に必要な利用時間を制限しない条件で、障がい者の障がい種別や程度及び置かれている環境等を勘案した利用の標準的な時間を設定し、支給決定の際に参考とする方法も検討するべきである。
- また、移動支援事業の制度の安定性を鑑みれば、障害者自立支援法に基づく介護給付である通院等介助、重度訪問介護及び行動援護等の対象になる者は、これらの介護給付を優先的に利用し外出することにより、地域生活支援事業である移動支援が安定的に運営されることとなるので、可能な限り介護給付を利用するべきである。

5 報酬

【現行制度】

- 現在、移動支援事業の報酬については、「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の2種類に分類し、「身体介護を伴う場合」は居宅介護の身体介護と同単価、「身体介護を伴わない場合」は居宅介護の家事援助と同単価とされている。
- 国が平成21年4月に報酬改定を行ったことから、新潟市の移動支援事業の報酬単価も同様に見直し、「身体介護を伴う場合」は約3%の増改定、「身体介護を伴わない場合」は約27%の増改定となった。
※ いずれも1.5時間未満の単価で改定率を算出
- 報酬については、「身体介護を伴わない場合」の報酬単価が低すぎるという意見が出ていたところであるが、本年4月の報酬改定により「身体介護を伴わない場合」の短時間について、大幅に増改定がなされた。
- 移動支援事業者の経営収支を調査したところ、平成20年度と比べ平成21年度は収支が改善されている。
- しかしながら、厚生労働省が行った平成20年度障害福祉サービス等経営実態調査によると、訪問系サービス事業所の従事者常勤率は施設系事業所に比べ圧倒的に低く、その給与水準も低い状況であり、これにより事業収支が成り立っているものともいえる。
- 訪問系サービス事業所の従事者については、特に処遇改善が求められているところであり、報酬単価の底上げによりその改善を図るべきものであるが、本部会としては、報酬以外の課題をより優先的に取り組む必要があると判断し、これについて具体的提言は行わないこととする。
- ただし、1.(4)で述べたとおり、グループ支援の報酬単価の在り方など、改善を要する個所については、きめ細かく手当てする必要がある。

6 利用者負担

【現行制度】

- 現在、移動支援事業の利用者負担については、
 - ① 個別給付との統合負担上限月額の設定
 - ② 負担上限月額を概ね8分の1に引き下げる軽減措置
 - ③ 一般世帯2割、非課税世帯3割の軽減措置などの各種負担軽減措置が講じられているところ。
- また、平成21年7月より、国の制度改正により上記②の軽減を受けるための資産要件が撤廃された。

- 移動支援事業においては、今後ともサービス量の充実が必要とされるなか、税財源である給付費と共に利用者本人も一定の負担を行うことで制度の安定的な運営のために皆で支えあうことができる。
- 移動支援事業の利用者負担の在り方については、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の制度全体で検討するべきものであることから、本部会としては、具体的な提言は行わない。
- なお、一部の委員からは、新潟市独自軽減について、国の制度としての利用者負担が引き下げられている中で、その必要性が低くなっている旨の意見があったところ。
- また、新潟市独自軽減及び統合負担上限月額の設定は、事業者の請求事務が煩雑になっていることから、事務負担の軽減を求める意見もあった。
- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出)において、障害福祉サービスの利用者負担については、負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されていることから、法改正の動きを注視し、地域生活支援事業の利用者負担の設定を検討するべきである。

7 ヘルパー・事業所の課題について

(1) ヘルパーの養成等

【現行制度】

- 移動支援従事者の資格要件については、市で独自に設定することが可能とされている。
- 新潟市では、各障がい種別(視覚・全身性・知的)のガイドヘルパー養成研修修了者を従事者要件としている。

- 本部会の中間報告(平成21年3月11日付け)での「市で統一された資格研修の機会を確保することが必要」と提言を受け、新潟市が「新潟市移動支援従事者養成研修実施要綱」を平成21年4月1日付けで制定し、新潟市認可のガイドヘルパー養成研修が整備された。
- 要綱に基づく新潟市移動支援従事者養成研修は、平成21年9月14日現在の認可状況で4事業所が合計10回の研修実施計画を提出し認可されており、受講者数(定員)は延べ510人に上っている。
- 従前は、各移動支援事業所が社内研修として行っていた研修を市の認可養成研修として整備し、市で統一した研修機会を設けたことは、新潟市における移動支援従事者の質と量の確保に寄与したものである。
- 今後も、新潟市移動支援従事者養成研修を活用することにより、ガイドヘルパーの確保を一層推進するべきである。

(2) 事業所の不足

【現行制度】

- 行政区ごとの移動支援事業所数に不均衡がある状況。
- 行政区ごとの移動支援事業所数、支給決定時間数及び利用実績時間数を調査したところ、旧新潟市域である東区、中央区及び西区は多くの事業所が所在し支給時間及び利用時間が比較的多いが、それ以外の区ではいずれも比較的小さいという不均衡がみられた。
- 特に南区及び西蒲区は、福祉有償運送を実施している移動支援事業者が皆無であるという危機的な状況である。
- 本年4月の報酬改定や本報告による制度改善を踏まえれば、新規の事業参入がしやすい環境になってきているといえる。
- 本部会は、新潟市内の障害福祉サービスを担う社会福祉法人が、その社会的責任や法人理念に鑑み、在宅障がい者の自立した日常生活又は社会生活をサポートするために移動支援事業を実施することを強く要望する。
- また、新潟市においても、事業者が不足している地域について事業者を確保すべく積極的に取り組むべきである。

8 個別論点

(1) 公共交通の利用等

【現行制度】

- 公共交通や道路等については、関係法令に基づきバリアフリーを行うことが義務付けられている。
- 障がい者の自立した日常生活又は社会生活を確保することの重要性に鑑みれば、公共交通機関や道路及び建築物等のバリアフリー化により、障がい者が移動を円滑に行えるまちづくりを促進する必要がある。
- さらに、公共交通等の物理的なバリアフリーだけではなく、全ての関係者が、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人の自立を促す環境づくりを十分認識することが重要である。
- 新潟市都市交通政策課では、「新潟市オムニバスタウン計画」により平成19年度から平成23年度の5年間でノンステップバスを毎年22台、5年間で計110台を導入することを計画している。これにより中心部以外も含む多くの路線でノンステップバスが導入されることが期待できる。
- 今後、新潟市障がい福祉課及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において、障がい者が安心して公共交通機関を利用し外出できるよう、必要に応じ、実情の把握及び関係機関との調整に努力するべきである。

(2) 周知・広報

【現行制度】

- 新潟市障がい福祉課が、年一回「障がい福祉サービス等利用ガイドブック」を作成しており、制度の説明や事業者リストの紹介がされている。
- 移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援するサービスであり、移動時及び外出先での支援を一体的に行うものである。
- しかしながら、一部の利用者は移動支援事業を輸送サービスとして理解している現状が見受けられるとの報告がなされたところ。
大切な社会資源であるガイドヘルパーを有効活用するためには、きめ細やかな周知広報が必要である。
- これについて、移動支援事業についての利用者向けガイドブックを作製するなどにより、周知・広報を行うことが望ましい。
- また、移動支援事業者においても、制度の細部については、判断に迷うケースもあり、統一的な制度運用を確実に行うためには、移動支援事業者向けの丁寧なマニュアルを作成することが望ましい。

おわりに

- 以上のとおり、本部会では、新潟市における移動支援事業の制度運用等について検討を行った。
- この検討結果を踏まえ、新潟市は、移動支援事業の制度運用について検討し、必要な改正を行うべきである。
- 障がい者の移動に係る課題については、地域生活支援事業である移動支援事業だけで全ての課題について手当てを行うことは不可能であるので、必要に応じ、福祉施策以外の教育施策や交通施策などとも連携して、障がい者を支援していくべきである。
- また、今後は地域住民やボランティア団体などと協働して、障がいのある方の地域生活を支えるためインフォーマルなサービスを開発、育成、活用していくことが大切である。
- 本部会は、今回の制度見直しにより、障がいのある方の移動に係る課題が少しでも改善され、住み慣れた地域で安心して地域生活を送ることができるようになることを切に願うものである。

(参考)

開催経緯

第12回 日時：平成21年 9月14日(月)

議題：最終報告(案)について

- 第1回 日時：平成20年10月30日(木)
議題：自立支援協議会で見えてきた課題、各委員より課題報告
- 第2回 日時：平成20年11月20日(木)
議題：検討に係る主な論点の整理、通学・通所について、その他
- 第3回 日時：平成20年12月18日(木)
議題：各政令市の取扱いについて、通学・通所について、その他
- 第4回 日時：平成21年 1月15日(木)
議題：ヘルパー要件について、事業所不足について、その他
- 第5回 日時：平成21年 2月19日(木)
議題：中間報告(案)について、その他
- 第6回 日時：平成21年 3月11日(水)
議題：中間報告について、その他
- 第7回 日時：平成21年 4月16日(木)
議題：移動支援事業従事者養成研修実施要綱について、その他
- 第8回 日時：平成21年 5月21日(木)
議題：意見募集について、各政令市の状況について、その他
- 第9回 日時：平成21年 6月18日(木)
議題：教育委員会との意見交換、その他
- 第10回 日時：平成21年 7月16日(木)
議題：最終報告のポイント(案)について、その他
- 第11回 日時：平成21年 8月6日(木)
議題：最終報告のポイント(案)について、その他

新潟市障がい者地域自立支援協議会 移動支援部会 委員名簿

委員名	所属	職名	関係機関
神田 義則 (部会長)	(社福) 中東福祉会 自立支援センターまんにち	相談支援専門員	相談支援事業者
本田 ゆり子	(社福) 更生慈仁会 障がい児(者)相談センター	相談支援専門員	相談支援事業者
篠田 隆	NPO法人自立生活センター新潟 ヘルプ協会ゆうゆう	福祉有償運送 専従する責任者	移動支援事業者 (全身性障がい)
奥村 京子	(社福) 新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護センター	管理者	移動支援事業者 (視覚障がい)
渡邊 歩	(社福) 更生慈仁会 十字園地域生活支援センター	センター長代理	移動支援事業者 (知的障がい)
小林 繁樹	(社福) 新潟太陽福祉会 おれんじぼーと	所長	移動支援事業者 (障がい児)
横尾 三代子	(社福) 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課市民活動推進室	室長	移動支援事業者 (インフォーマル支援)
松田 邦彦	(社福) 中蒲原福祉会 わかばの家	施設長	移動支援事業者 (福祉有償運送)
山田 洋子	東区中地域保健福祉センター	所長(副参事)	行政 (ケースワーカー)
草間 丈智	新潟市障がい福祉課介護給付係	副主査	行政

(敬称略、順不同)

【資料3-1】

コミュニケーション支援広域支援検討事業

都道府県	広島県	事業名 平成21年度コミュニケーション事業広域支援検討会議
検討区分 (○で囲んで下さい)	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、その他()	
問1 検討の経緯について		
当初課題となっていたこと	① 通訳者派遣基準に制限がある市町がある。 ② 通訳者に支払う旅費・報酬の単価が統一されていない。	
問2 検討会について		
期間	平成21年9月～10月の間で3回実施	
メンバー	県内各市町コミュニケーション事業担当者及びろうあ者専門相談員(設置手話通訳者)	
検討内容	①手話通訳者の広域派遣(市(町)外派遣)に関する制度の設計・運用方法の検討 ②県内全市町での手話通訳者派遣事業実施要綱の統一基準(モデル要綱)の作成	
問3 検討事業の成果(広域支援事業の運営方法について)		
実施主体	当事者の居住する市町	
派遣主体	手話通訳者の派遣については、市町内派遣・広域派遣にかかわらず、従来どおり当事者の居住する市町とする。ただし、広域派遣に対応するための手話通訳者の派遣体制(ネットワーク)の整備は県が実施する。(県地域生活支援事業)	
費用	県内統一の広域単価を設定し、通訳者の旅費・報酬はネットワーク利用料として市町が負担。	
未実施市町村の対応	障害当事者団体が費用を負担	
その他	①市町の手話通訳者派遣事業に関する統一要綱(モデル要綱)の作成のほか、県事業の要綱の整理を実施。 ②要約筆記者派遣事業については、平成22年度において検討会議を実施する予定。	
広域事業開始時期	平成22年4月	

市(町)手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で自立した生活を送れるよう、また、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づき、コミュニケーション支援事業を実施し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障害者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。

(2) コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

(3) 手話通訳者

ア 手話通訳士の資格を有する者

イ 手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者

ウ 広島県初級認定通訳者で、手話通訳者登録試験受験資格を有する者

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、〇〇市(町)とする。ただし、手話通訳者派遣事業等の実績等がある障害者団体等に委託することができるものとする。

(市(町)の責務等)

第4条 市(町)長は手話通訳者の必要に応じて健康診断等を実施し、頸肩腕症候群等の防止に努めるなど健康管理に配慮しなければならない。

2 市(町)長は、研修の機会を設ける等、手話通訳者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。

- 3 市(町)長は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等通訳派遣に係る調整者の設置等について配慮しなければならない。
- 4 市(町)長は、この事業の実施にあたり、関係団体等の理解と協力が得られるよう配慮しなければならない。
- 5 市(町)長は手話通訳者の派遣活動中の事故に対する保障として、保険等に参加しなければならない。

(手話通訳者の登録と取消し)

第5条 手話通訳者のうち、この事業による派遣要請に応じることができる者は県手話通訳認定証の写しを添え、市(町)長あて「手話通訳者登録申込書」(様式第1号)及び「手話通訳者調書」(以下「調書」という。)(様式第2号)を提出することとする。

- 2 前項の提出を受けた市(町)長は手話通訳者としての適否を審査し、登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(以下「台帳」という。)(様式第3号)に登載するとともに、手話通訳者に対し「手話通訳者証」(様式第4号)を交付する。
- 3 手話通訳者は、交付された「手話通訳者証」を毀損又は紛失・盗難した場合には、直ちに市(町)長あて「手話通訳者証毀損・紛失盗難届兼再交付申請書」(様式5号)を提出しなければならない。
- 4 市(町)長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者は速やかに身分証明書を返納しなければならない。
 - (1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」(様式第6号)の提出があった場合
 - (2) 第6条に違反した場合
- 5 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに市(町)長あて提出するものとする。なお、年度の途中に登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに市(町)長あてに提出するものとする。

(手話通訳者の責務)

第6条 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

- 2 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- 3 手話通訳者は業務上知り得た情報を、申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供し

てはならない。

(派遣の対象)

第7条 市(町)長は、次に掲げる場合において、市(町)の区域内に住所を有する聴覚障害者等がコミュニケーションを図る必要があり、手話通訳を必要とすると認める場合は、手話通訳者を派遣するものとする。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合
 - (2) 財産・労働等権利義務に関する場合
 - (3) 官公庁等の公的機関と連絡調整を図る場合
 - (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
 - (5) 地域生活及び家庭生活に関する場合
 - (6) 1号から5号以外のものであって、その行為に社会的一般性が認められ、聴覚障害者の権利保障の観点から必要と認められるもの。
 - (7) その他市(町)長が特に必要と認める場合
- ただし、次の場合は派遣対象から除く。

- (1) 営業活動等の営利的・経済的活動に関する場合
- (2) 通年かつ長期にわたる場合
- (3) 公序良俗に反し、本制度を適用することが適当でない場合

(派遣地域)

第8条 手話通訳者を派遣する範囲は、原則として広島県内とする。なお、通訳者の派遣を行う際に、〇〇市(町)登録者で対応できない場合、広島県が実施している、広島県障害者社会参加推進事業の中の広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業を利用することも可能とする。

(派遣の申込み)

第9条 手話通訳者の派遣を要請する場合は、あらかじめ「手話通訳者派遣申込書」(様式第7号)を市(町)長あてに提出する。

(派遣の決定及び却下)

第10条 市(町)長は、前項の申込みを受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申込者に「手話通訳者派遣決定(却下)通知書」(様式第8号)により通知する。

派遣の必要を認めたときは、手話通訳者の中から派遣可能な者を選定し、派遣する手話通訳者に「手話通訳者派遣依頼書」(様式第9号)により派遣を依頼通知する。なお、派遣手話通訳者の選定にあたっては、原則として1人の手話通訳者が連続して通訳する時間が30分以内となるよう派遣手話通訳者の人数を調整することとする。

(申込者の負担)

第11条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書の提出)

第12条 手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」(様式第10号)に記録し、毎月15日までに前月分を市(町)長に報告する。なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により速やかに市(町)長に報告する。

(派遣手当等の支給)

第13条 市(町)長は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める派遣手当等を支給する。

- (1) 依頼の時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下「派遣時間」という。)に対して1時間当たり2,000円を派遣手当として支給する。

なお、1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については1時間とみなし、1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てて算出し、派遣手当を支給する。

- (2) 派遣時間のうち、午後10時から翌日午前5時(以下「深夜」という。)に該当するものには、100分の150を乗じて得た額を派遣手当として支給する。
- (3) 自宅から派遣先までの移動については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の料金の実費相当額を支給することとする。ただし、派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難な地域の場合は、例外的に自家用車による移動も可とし、走行距離1キロメートルあたり35円を支給するものとする。また、有料道路や船舶等を使用した場合の料金について実費相当額を支給することとする。

(運営委員会等の設置)

第14条 市(町)は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会等を設置し、聴覚障害者の意見を聞き、派遣実態を検証し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は市(町)長が別に定める。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

広島県手話通訳派遣ネットワーク事業実施要綱案(H22.1)

(目的)

第1条 この事業は、広島県障害者社会参加推進事業実施要綱に基づき実施するものであり、聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で自立した生活を送るため、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の規定に基づき市町が実施するコミュニケーション支援事業を支援し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

具体的には、県内の各市町が手話通訳者(奉仕員)派遣事業を実施する際、登録通訳者等に対応できない場合等に対応する手話通訳者を派遣するためのネットワークの整備を目的とする。

(ネットワークの整備方法)

第2条 このネットワークの整備方法は次のとおりとする。

- (1) 手話通訳士の資格を有する者、手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者、広島県初級認定通訳者で手話通訳者登録試験受験資格を有する者のうち、希望者を広島県登録通訳者(手話通訳派遣ネットワーク事業登録通訳者)として登録し、広域的な派遣体制を整備する。
- (2) この事業を受託した団体の長(以下、ネットワーク管理者と言う)は、登録通訳者の指導・監督を行うとともに、派遣する適任者の選定等、通訳者の派遣調整に係る調整者(コーディネーター)を配置することとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障害者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。

(2) コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

(3) 手話通訳者

ア 手話通訳士の資格を有する者

イ 手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者

ウ 広島県初級認定通訳者で、手話通訳者登録試験受験資格を有する者

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、広島県とする。ただし、手話通訳者派遣事業等の実績等がある障害者団体に委託し、実施することとする。

(事業受託先の責務等)

第5条 ネットワーク管理者は、必要に応じて手話通訳者の健康診断等を実施し、頸肩腕症候群等の防止に努めるなど、健康管理に配慮しなければならない。

2 ネットワーク管理者は、登録通訳者の研修の機会を設ける等、手話通訳者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。

3 ネットワーク管理者は、手話通訳者の派遣活動中の事故に対する保障として、保険等に参加しなければならない。

(手話通訳者の登録と取消し)

第6条 手話通訳者のうち、この事業による派遣要請に応じることができる者は、ネットワーク管理者あてに「手話通訳者登録申込書」(様式第1号)及び「手話通訳者調書」(様式第2号)を提出することとする。

2 前項の提出を受けたネットワーク管理者は手話通訳者として登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(様式第3号)に登載することとする。

3 ネットワーク管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。

(1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」(様式第4号)の提出があった場合

(2) 第7条に違反した場合

4 手話通訳者は、登録事項に変更があった場合、変更後の内容を書面で速やかにネットワーク管理者あてに提出するものとする。

(手話通訳者の責務)

第7条 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

2 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

3 手話通訳者は業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

(事業内容と費用負担について)

第8条 ネットワーク管理者は、次の内容について、市町長等からの依頼により、手話通訳者の

派遣に関する連絡調整を行うものとする。なお、その際、ネットワーク管理者に支払う利用料の負担については次のとおりとする。また、利用料の算定方法については、第9条のとおりとする。

- (1) 手話通訳を必要とする聴覚障害者が他の都道府県へ移動する際、目的地において手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、この事業の委託料に含めることとする。
- (2) 手話通訳者を必要とする聴覚障害者が県内市町間で移動する際、目的地において手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町の負担とする。
- (3) 手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住市町内で手話通訳者が確保できず、当該市町の登録通訳者以外の手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町の負担とする。
- (4) 他の都道府県から来県する手話通訳者を必要とする聴覚障害者に対して、目的地において手話通訳者の派遣依頼があった場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町等の負担とする。

(ネットワーク利用料の算出・支払方法について)

第9条 この事業を利用して手話通訳者の派遣を受けた市町長等は、ネットワークの利用料として、次の経費をネットワーク管理者に対して支払うものとする。

- (1) 依頼の時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下、「派遣時間」という。)に対して、1時間あたり2,000円の報償費。なお、1件あたりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の時間については1時間とみなし、1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間とみなし、30分未満のときはこれを切り捨てて算出することとする。
- (2) 手話通訳者が自宅から派遣先まで移動する場合、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の料金の実費相当額を支払うこととする。ただし、派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難な地域の場合等は、例外的に自家用車による移動も可とし、走行距離1キロあたり35円を必要経費として算出することとする。
- (3) 県外市町等からの依頼については、(1)(2)の経費に加え、1件あたり、1,000円の事務費をネットワーク利用料に含め算出することとする。

(派遣に関する連絡調整の申込みと決定事務)

第10条 市町長等が手話通訳者の派遣に関する連絡・調整を依頼する場合は、依頼文書(様式第5号)に提出された派遣依頼書の写しを添え、ネットワーク管理者あてに提出することとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- 2 ネットワーク管理者は、登録通訳者の中から派遣可能な者を選定し、派遣する手話通訳者に対し、市町長等から送付された派遣依頼書により派遣を依頼通知する。なお、手話通訳者の選定にあたっては、原則として1人の手話通訳者が連続して通訳する時間が30分以内となるよう、派遣手話通訳者の人数を調整することとする。
- 3 市町長は派遣決定通知(様式第6号)をネットワーク管理者から受領後、申込者に通知することとする。
- 4 市町長からの通訳者の派遣依頼は、原則として派遣日の5日前までに行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(報告書等の提出)

- 第11条 手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」(様式第7号)に記録し、毎月15日までに前月分をネットワーク管理者に報告することとする。なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により速やかにネットワーク管理者に報告することとする。
- 2 手話通訳者から報告書が提出された場合、ネットワーク管理者は速やかに市町長等に対して報告書の写しとネットワーク利用にかかる請求書を提出することとする。市町長等は報告書の内容を確認後、ネットワーク管理者に対してネットワーク利用料の支払を行うこととする。
 - 3 ネットワーク管理者は市町長等からネットワーク利用料の支払を受けた場合、登録通訳者に対して速やかに報償費と旅費の支払を行うこととする。
 - 4 ネットワーク利用料の支払いに関する書類の保存年限は会計年度終了後、3年とする。また、ネットワーク管理者が市町長等から支払に関する書類等の提出を求められた場合は、速やかに当該書類等の写しを提出しなければならない。

(運営委員会の設置)

- 第12条 ネットワーク管理者は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

【資料3-2】

18高障害第960号
平成18年9月21日

各市町村障害担当課長 様

高知県障害福祉課長
(公 印 省 略)

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業に関する委託契約について

日ごろは、高知県の障害者施策に格段のご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の事業につきましては、市町村地域生活支援事業の必須事業として位置づけられておりますが、委託契約の方法につきましては、事務の軽減を図るため、市町村から委託契約に関する権限を県に委任していただき、県が下記団体と契約する方法を検討し、進めてきたところです。

この度、両事業につきまして実施要綱（別添1及び2）を作成しましたので、内容を確認していただき、同封の委任状を平成18年9月27日（水）・期限厳守までに高知県障害福祉課・掛水まで提出していただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 手話通訳者派遣事業 | 社団法人高知県聴覚障害者協会 |
| 2 要約筆記者派遣事業 | 特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会 |

【担当】 高知県障害福祉課 掛水
【電話】 088-823-9634

手話通訳者派遣事業実施要綱

1 目的

聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳の方法により、障害者その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。ただし、事業を社団法人高知県聴覚障害者協会（以下「聴障協」という。）に委託することができるものとする。この場合、実施主体はこの聴障協に対して当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものである。

3 事業内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行う。

4 手話通訳者

手話通訳者養成講座を修了し、登録試験に合格し聴障協が認定した者のうち、通訳者として登録を行った者。（同等の技術を行うことを聴障協が認めた者を含む）

5 対象者

県内に居住する聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者

6 対象となる派遣内容

原則、個人からの依頼で市町村が派遣を認めた場合

（例：役場や学校、病院等で説明を受けたり、協議が必要な場合）

7 実施方法

【聴障協に派遣依頼があった場合】（フロー図1）

- (1) 手話通訳者の派遣を必要とする者（以下「派遣希望者」という。）から依頼を受けた聴障協は、派遣希望者が居住する市町村に手話通訳者派遣依頼通知書（様式1）を送信する。
- (2) 市町村は、派遣を必要と認めた場合、担当者が確認印を押印して聴障協に返信する。
- (3) 聴障協は、登録手話通訳者の派遣について調整を行う。
- (4) 聴障協は、派遣希望者及び市町村に手話通訳者派遣決定通知書（様式2）を送信する。
- (5) 手話通訳を行う。
- (6) 登録手話通訳者は、聴障協に実績報告書（様式3）を提出する。
- (7) 聴障協は四半期毎（7、10、1、4月の各10日まで）に実績を取りまとめ、派遣事業を実施した市町村に対して請求する。（様式4）

※ 事前に市町村の確認を取ることを原則とするが、やむを得ない事情により急遽派遣が必要になった場合は、市町村の確認が派遣後になる場合もある。（夜間、土日の急病等）

【市町村に派遣依頼があった場合】（フロー図2）

- (1) 手話通訳者の派遣を必要とする者（以下「派遣希望者」という。）から依頼を受けた市町村は、聴障協に手話通訳者派遣依頼書（様式5）を送信する。
- (2) 聴障協は、登録手話通訳者の派遣について調整を行う。
- (3) 聴障協は、派遣希望者及び市町村に手話通訳者派遣決定通知書（様式2）を送信する。
- (4) 手話通訳を行う。
- (5) 登録手話通訳者は、聴障協に実績報告書（様式3）を提出する。

- (6) 聴障協は四半期毎（7、10、1、4月の各10日まで）に実績を取りまとめ、派遣事業を実施した市町村に対して請求する。（様式4）

【その他の実施方法】

頻繁に派遣依頼がある等の理由により、上記の方法により実施することが困難な市町村がある場合は、当該市町村と聴障協の協議により実施方法を別に定めることができる。ただし、市町村に対する請求時期（四半期毎）は変更することができないものとする。

8 派遣利用料

「手話通訳者派遣基準」（別紙1）によるものとする。

9 契約方法

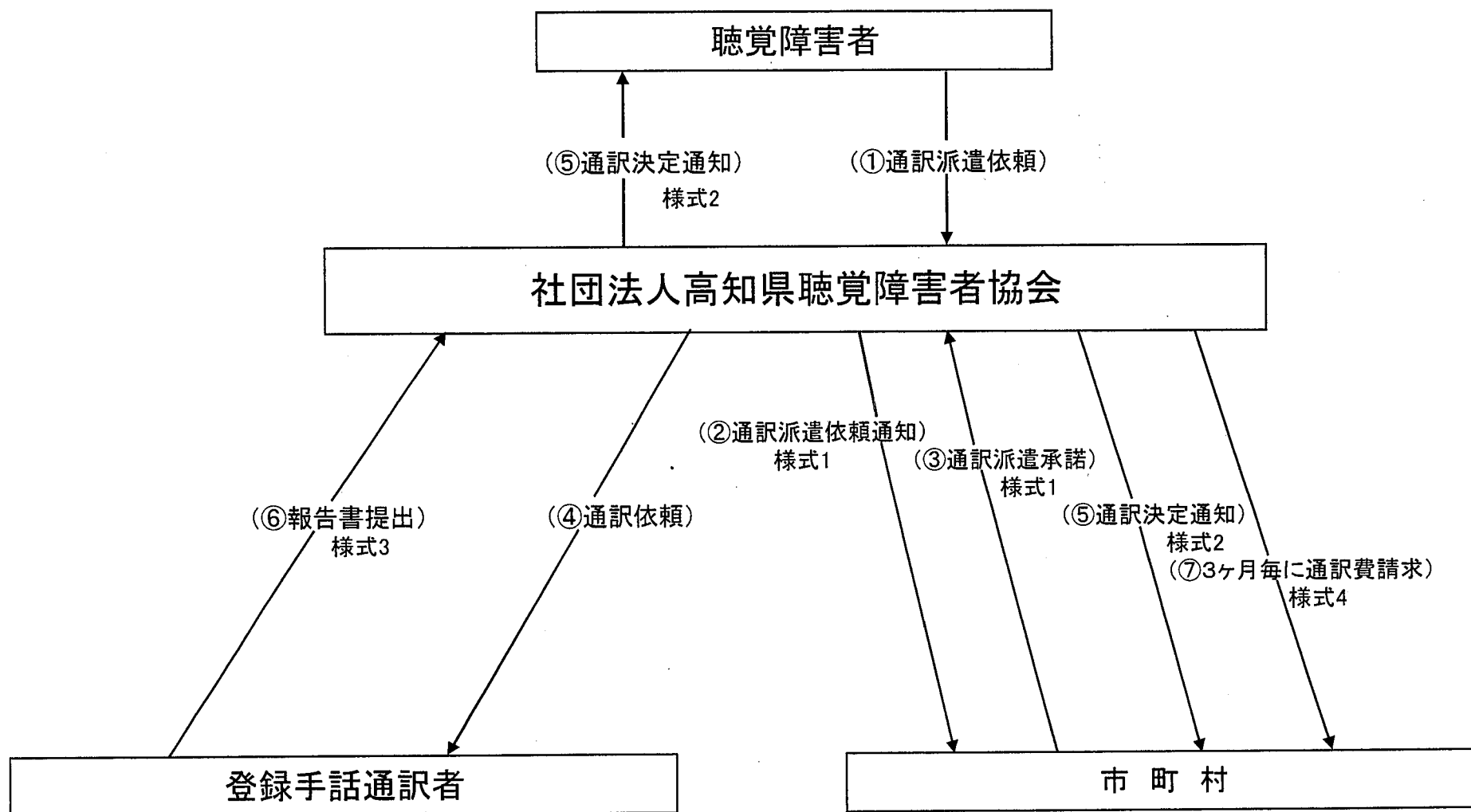
実施要綱の内容を了承した市町村は、高知県に委任状（別紙2）を提出し、高知県は聴障協と契約を締結する。

附 則

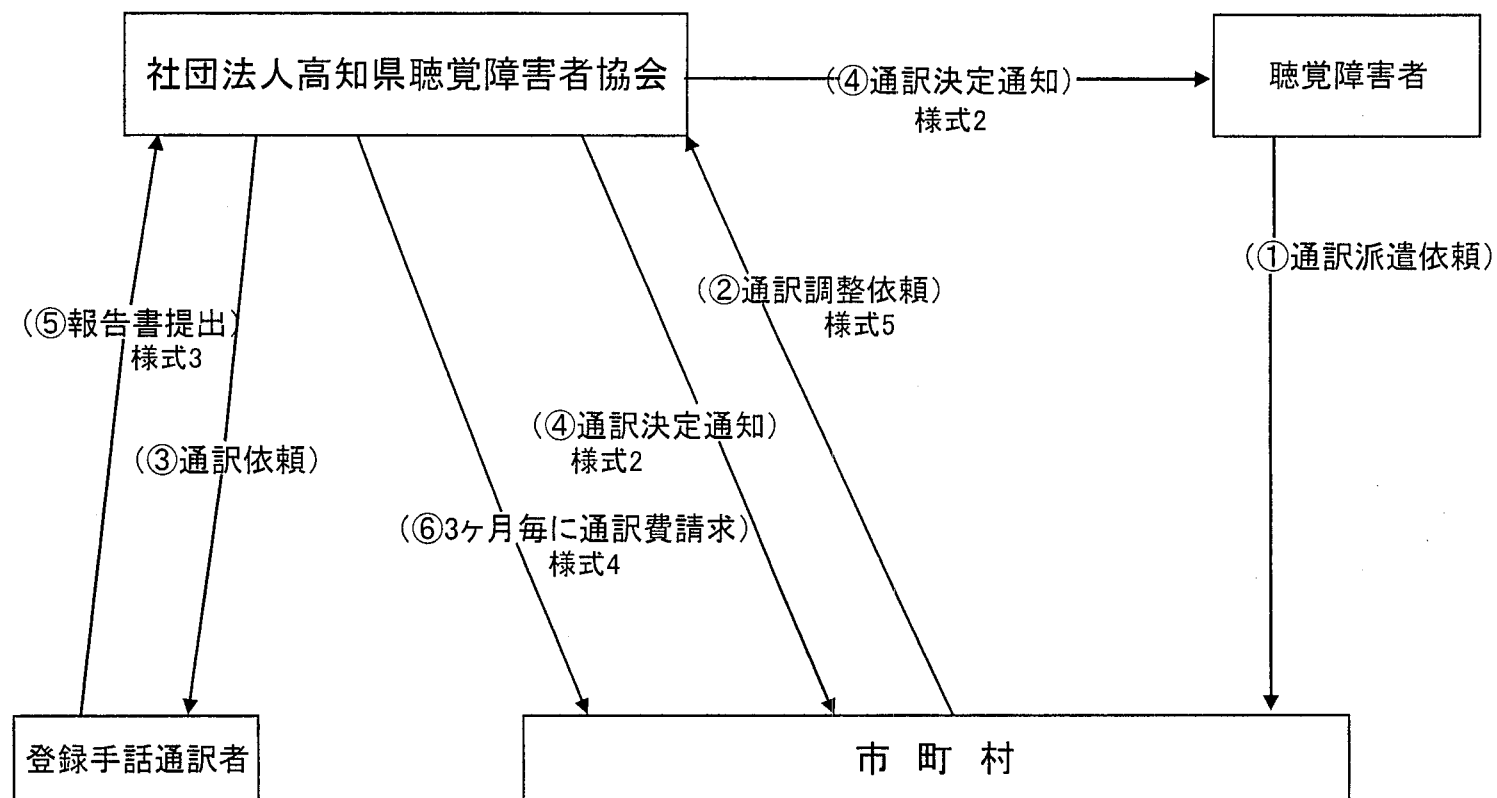
（施行期日）

- 1 この要綱は平成18年9月21日から施行する。
- 2 この要綱は平成20年7月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

【聴覚障害者協会に派遣依頼があった場合】



【市町村に派遣依頼があった場合】



手話通訳者派遣基準
(手話通訳者1人当たり)

時間	金額
0. 5時間まで	1,000 円
1時間まで	1,500 円
1. 5時間まで	2,000 円
2時間まで	2,500 円
2. 5時間まで	3,000 円
3時間まで	3,500 円
3. 5時間まで	4,000 円
4時間まで	4,500 円
4. 5時間まで	5,000 円
5時間まで	5,500 円
5時間超	6,000 円

20:00以降: 500円加算

旅費は実費とする

自家用車を使用した場合、別添早見表を参照のこと。

派遣手数料: 500円／件(電話、FAX代等)

◆派遣に必要な費用

報償費＋旅費(実費)＋派遣手数料

手話通訳者派遣事業委託契約書

手話通訳者派遣事業（以下「事業」という。）の委託について、別添市町村（以下「市町村」という。）から委任を受けた高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県聴覚障害者協会（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託の内容）

第2条 甲が乙に委託する事業は、「手話通訳者派遣事業実施要綱」に定めるとおりとする。

（委託料）

第3条 市町村は、前条に規定する事業の遂行に要する費用（以下「委託料」という。）として、「手話通訳者派遣基準」に定める金額の範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 乙は、前条の委託料について、四半期毎に市町村に請求するものとする。

2 市町村は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、乙の請求書を受理した日から起算して15日以内に支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 市町村の責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額を遅延利息として市町村に請求することができる。

2 前項の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（委託期間）

第6条 委託期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。

（契約の更新）

第7条 この期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、この契約はその後1年に限り更新されるものとし、その後の更新についても期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、この事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらか

じめ甲が委託することが必要であると認めたときは、この限りではない。

(実地調査等)

第10条 市町村は、この事業の内容について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(グリーン購入)

第11条 乙は、事業の実施にあたって物品等を調達する場合は、甲の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(経理)

第12条 乙は、事業の収支に関する帳簿を、ほかの事業と区分して、経理しなければならない。

(事業の停止)

第13条 市町村は、次の各号の一に該当する場合は、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は契約を解除し、既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が、この契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が、事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

(危険負担)

第14条 委託業務を行うにあたり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市町村の責に帰すべき事由によるものについては、市町村が負担する。

2 市町村は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定等)

第17条 この契約に関し疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙及び市町村が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年9月29日

甲 高 知 県
契約担当者 高知県知事 橋 本 大二郎

乙 高知市越前町2丁目4番15号
社団法人高知県聴覚障害者協会
会長 山 中 睦 子